

平成 28 年度 障害福祉施設・事業所団体説明会

説明資料

日時； 平成 28 年 4 月 20 日（水） 14 時
会場； 神奈川県民ホール 小ホール

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

目次

資料 1 - 1

障害者の地域生活への支援に係る平成 28 年度当初予算の概況

資料 1 - 2

障害福祉課 平成 28 年度当初予算の概要

資料 1 - 3

がん・疾病対策課（精神保健グループ）平成 28 年度当初予算の概要

資料 2 - 1

平成 27 年度 障害者総合支援法及び児童福祉法 実地指導等結果

資料 2 - 2

事故報告について

資料 2 - 3

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

資料 3 - 1

補助金等に係る財産処分等について

資料 3 - 2

障害者グループホーム等のスプリンクラー整備対象（平成 29 年度協議分）に係る調査
について

資料 4 - 1

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部改正について

資料 4 - 2

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請について

資料 5 - 1

平成 28 年度 神奈川県強度行動障害支援者養成研修 実施予定

資料 5 - 2

平成 28 年度 神奈川県相談支援従事者研修 実施予定

資料 6

神奈川県介護賞・社会福祉関係者等表彰、かながわ福祉みらい賞

資料 7

消費税仕入控除税額報告書について

障害者の地域生活への支援に係る 平成28年度当初予算の概況

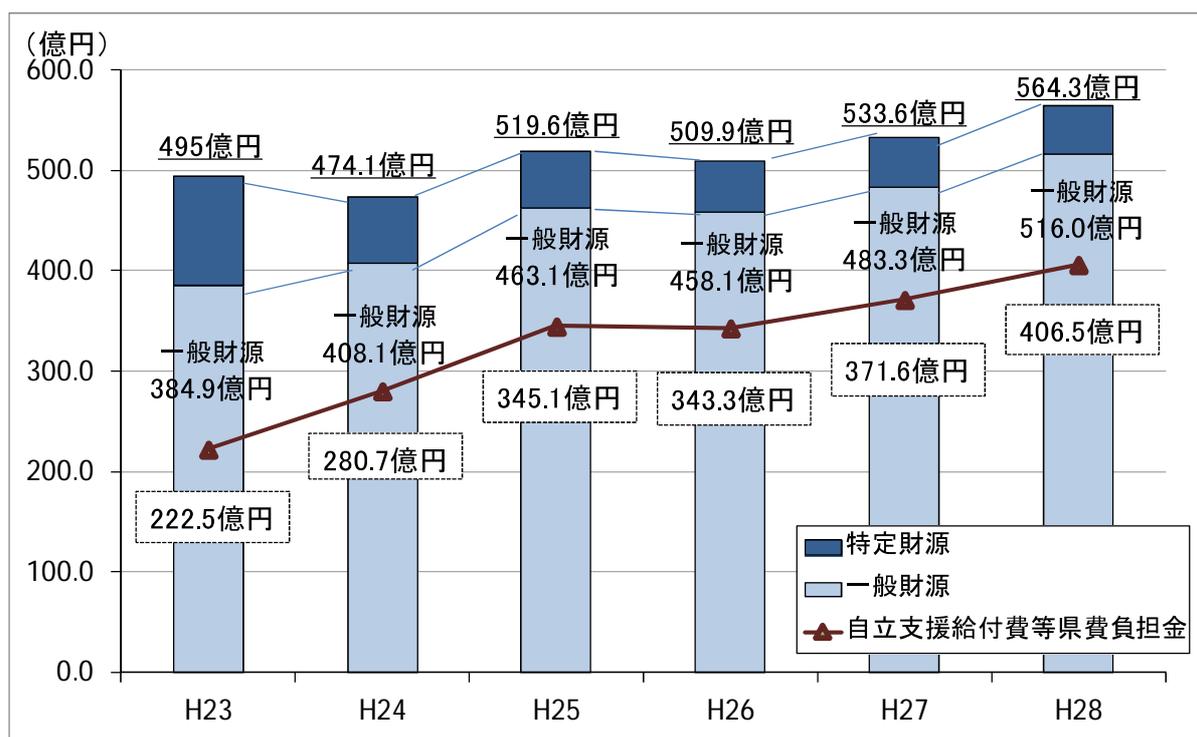
◆ 平成28年度当初予算額

	27年度当初予算	28年度当初予算	(対前年度増減額 伸び率)
障害福祉課	512億 5 千万円	546億 1 千万円	33億 6 千万円 +6.6%
がん・疾病対策課	9 億 2 千万円	7 億 8 千万円	△ 1 億 3 千万円 △15.1%
その他	11億 8 千万円	10億 3 千万円	△ 1 億 5 千万円 △13.2%
計	533億 6 千万円	564億 3 千万円	30億 6 千万円 +5.7%

※ 保健予防課の当初予算額は、課全体の予算額のうち、精神保健医療に関する予算額のみを抽出

※ 表中の数値は、表示単位未満切捨てのため、符合しないことがある。

◆ 当初予算額の推移



障害者自立支援給付費等負担金（障害福祉サービス、自立支援医療等）

平成27年度当初予算額 371.6億円

→ 平成28年度当初予算額 406.5億円（+34.9億円 +9.3%）

障害者が地域で安心してくらするしくみづくり

予算額：564億3,564万円

【基本的な考え方】

- 平成28年度から施行される障害者差別解消法に基づき、差別解消の取組みを実施する。
- 「かながわ障害者計画」及び「神奈川県障害福祉計画」の基本方針である、障害者が安心してくらする「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指し、障害者の地域生活を支えるための事業を実施する。
- 障害者の施設・病院からの「地域生活移行」を進め、必要な人に必要なサービスが行き届くようにするため、県の役割である広域的・専門的な取組みとともに、全県的な地域生活の支援の底上げを図る観点から、市町村の取組みを総合的に支援する。

重点項目	主な事業名	事業内容	予算額
1 障害者差別解消法に基づく支援の実施			364万円
	1 ㊦ 障害者差別解消法関連事業費	障害者差別解消法の施行に伴い、障害を理由とする差別の解消を推進するため、差別的取扱い等の事例集を作成するとともに、広報活動、フォーラムを開催する。	364万円
2 障害者総合支援法に基づく支援の実施			427億741万円
(1) 障害福祉サービス等の利用に係る費用の負担			406億5,951万円
	2 障害者自立支援給付費等県費負担金	障害者及び障害児の自立した日常生活や社会生活を支援するため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスに係る費用を市町村等に対して交付する。	406億5,951万円
(2) 障害者地域生活支援事業の実施			20億4,790万円
	3 障害者地域生活支援事業費補助（市町村統合補助）	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、ストーマ装具等を支給する「日常生活用具給付等事業」や外出時に付き添い等の支援を行う「移動支援事業」等の地域生活支援事業を実施する市町村に対して、事業に係る経費を補助する。	17億8,321万円
	4 一部㊦ 障害者地域生活支援事業費（県事業）	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、広域的・専門的な観点から、発達障害者支援センターの運営などの専門性の高い相談支援事業や人材育成等を行う。	2億6,469万円
3 その他障害者の地域生活を支援する事業			137億2,458万円
(1) 障害福祉サービス等の提供体制の整備			18億686万円
○日中活動の場の確保・充実	5 一部㊦ 工賃向上支援事業費	一般の企業等で働くことが難しい障害者の収入を増加させるため、障害福祉サービス事業所等の生産活動を支援するとともに、複数の事業所が共同して受注や品質管理等を行う共同受注窓口を設置する。	1,919万円
○グループホーム等の設置・利用の促進	6 障害者就業・生活支援センター事業費	障害者の職業生活における自立を図るため、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、「障害者就業・生活支援センター」において、対象者の家庭や職場の訪問等により、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う。	4,238万円
○障害者の就労に係る支援	7 民間障害福祉施設整備費補助(国庫)	障害者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域移行を促進するため、重度障害者にも対応する住まいの場の新規整備の費用に対して補助する。	4,299万円
○重度障害者等の介護者のレスパイト支援の充実	8 障害福祉施設消防用設備整備費補助(国庫)	消防法施行令の改正に対応するため、共同生活援助事業所のスプリンクラー整備の費用に対して補助する。	3,719万円
	9 障害者グループホーム等サポートセンター事業費	グループホーム等の設置、利用を促進するため、法人等に対しグループホーム等の設置、運営に関する助言等を行うとともに、グループホーム等の職員の支援技術や人権意識の向上を図るため、研修事業を行う。	203万円
	10 障害児施設入所児成人サービス等移行支援事業費補助	民間障害児入所施設の障害児が施設に滞留せず、成人サービス等に移行できるようにするため、コーディネーターとなる職員を配置する取組みに対して補助する。	455万円

重点項目	主な事業名		事業内容	予算額
	11	短期入所強化事業費補助	障害者の地域生活の維持、継続を図るため、短期入所事業所が在宅重度障害者等の障害特性に応じたサービスを提供するために必要な施設及び設備整備を行う費用に対して補助する。	600万円
	12	障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費	重度障害者への地域生活支援を充実するため、障害保健福祉圏域に整備した障害福祉サービス等地域拠点事業所にケースマネージャー等を配置し、地域の事業所間のネットワーク形成を図る。	3,252万円
	13	市町村事業推進交付金（障害者地域生活支援関連事業分）	グループホームの設置及び運営に対する助成や、障害者の最も身近な活動拠点である地域活動支援センターの事業に対する助成など障害者の生活支援に係る市町村が実施する8事業に交付金を交付する。	7億円
(2) 障害福祉サービス等に従事する者の確保及び質の向上				1億3,714万円
○障害児者の医療的ケアなどに対応できる人材の養成	14	喀痰吸引等研修事業費	訪問介護事業所等における、たんの吸引等の医療的ケアに関する専門的知識・技術を持つ介護職員の養成のため、特定の対象者に、喀痰吸引等の処置が可能となる研修(第三号研修)を実施する。	854万円
○発達障害等への支援体制の充実	15	相談支援従事者等養成・確保推進事業費	相談支援従事者等について、さらなる人材の質の向上や地域支援の強化、専門性の強化を図るため、相談支援専門員を対象とした専門的な研修を実施する。	980万円
○成年後見制度の利用促進と障害者の権利擁護の推進	16	障害者虐待防止・権利擁護推進事業費	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るため、障害者虐待防止の拠点となる「障害者権利擁護センター」において相談を受けるとともに、障害者虐待防止の研修を実施する。	662万円
	17	一部(新)重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費	障害者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師に対する専門的研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を実施する。	153万円
	18	かながわ成年後見推進センター事業費	障害者や高齢者が地域で安心して自立した生活を送るために必要な成年後見制度について、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に相談等を行う。	2,092万円
	19	一部(新)喀痰吸引等研修支援事業費	たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成する際の課題に対応するため、実地研修先の確保や喀痰吸引等研修の受講に要する費用の一部を負担するとともに、介護職員のフォローアップ研修を実施する。	2,160万円
(3) 地域で生活する障害者のための社会環境の整備等				85億2,520万円
○バリアフリーの街づくりの推進	20	障害者理解促進事業費	障害についての正しい理解を促進するため、障害者への接客対応が求められる企業等の社員研修の場に、障害者等を講師として派遣するなど、研修をコーディネートする。	453万円
○重度障害者の医療費の助成	21	重度障害者医療給付事業費補助	重度障害者の健康の保持及び増進を図るため、重度障害者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。	52億 2,403万円
	22	みんなのバリアフリー街づくり推進事業費	「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案、発信や協働の取組みを進めるとともに、各種普及啓発事業を行う。また、カラーバリアフリーの普及促進を図るため、事業者や地域福祉の担い手を対象とした研修会を開催するほか、アドバイザーの派遣等を行う。	228万円
(4) 県立施設の維持運営費等				32億5,537万円
	23	一部(新)県立障害福祉施設維持運営費等	県立障害福祉施設等の運営等にかかる経費	32億 5,537万円

平成 2 8 年 度

当 初 予 算 の 概 要

障 害 福 祉 課

平成28年度当初予算の概要（障害福祉課）

1 平成28年度当初予算・平成27年度当初予算 比較表

（単位：千円）

	平成28年度 当初予算額A	平成27年度 当初予算額B	比較増減額 A-B	増減率 A/B	財 源 内 訳		
					国庫支出金	その他	一般財源
保健福祉局	383,610,701	353,546,205	30,064,496	108.5%	28,564,030	27,245,867	327,800,804
障害福祉課	54,628,806	51,256,573	3,372,233	106.6%	3,276,517	1,060,946	50,291,343
(旧)障害サービス課	4,859,110	5,141,918	△282,808	94.5%	599,157	593,329	3,666,624
(旧)障害福祉課	49,769,696	46,114,655	3,655,041	107.9%	2,677,360	467,617	46,624,719

※ スポーツ局移管予定事業費（障害者スポーツ費45,056千円は除いています。）

2 事業別予算額

(1) 5款 民生費

（単位：千円）

項	目	事業		細事業	28年度 当初予算額	27年度 当初予算額	比較増減
障害福祉費	障害福祉総務費	障害者自立支援等給付費	1-1	障害福祉サービス費等負担金	27,379,271	25,352,498	2,026,773
			1-2	障害者自立支援医療費負担金(更生医療)	2,926,291	2,753,106	173,185
			1-3	障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療)	4,761,156	4,688,146	73,010
			1-4	障害者療養介護医療費負担金	155,406	175,215	△19,809
			1-5	障害者補装具購入費等負担金	460,047	447,116	12,931
			1-6	相談支援給付費等負担金	335,661	273,306	62,355
			1-7	障害児通所給付費負担金	4,612,292	3,445,004	1,167,288
		障害者地域生活支援事業費	2-1	障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)	1,783,212	1,795,775	△12,563
			2-2	障害者地域生活支援事業費	236,351	244,354	△8,003
		障害者総合支援法等施行事務費	3-1	身体障害者福祉法等施行事務費	3,601	3,706	△105
			3-2	障害手帳交付事務等システム運用事業費	6,325	10,071	△3,746
		障害福祉諸費	4	障害福祉推進費	18,468	11,973	6,495
			5	障害者団体育成費	1,128	1,128	-
			6	障害者差別解消法関連事業費	3,649	-	3,649
		7	神奈川県障害者施策審議会費	778	778	-	
		障害者虐待防止・権利擁護推進事業費	8-1	障害者権利擁護センター事業費	4,351	4,844	△493
			8-2	障害者虐待防止・権利擁護研修事業費	2,274	1,946	328
		障害福祉地域サービス推進事業費	9-1	専門相談地域支援事業費	-	9,115	△9,115
			9-2	発達障害者等の育児支援プログラム提案事業(大学発・政策提案)	-	1,861	△1,861

項	目	事業		細事業	28年度 当初予算額	27年度 当初予算額	比較増減		
		障害者地域活動 支援事業費	10	福祉的就労促進事業費	20,600	17,398	3,202		
			11	福祉バス運行事業費	35,776	34,000	1,776		
			12	障害者就労生活支援事業費	45,565	47,239	△ 1,674		
				障害者生活環境 改善促進事業費	13	重度障害者住宅設備改 良費補助	32,380	36,337	△ 3,957
				障害福祉施設等 地域サービス事業 費	14-1	障害者生活支援事業費	18,754	24,776	△ 6,022
			14-2		障害者生活支援事業費 (医療介護基金)	8,545	-	8,545	
				障害福祉施設指 定管理費	15	障害福祉施設指定管理 費	435,723	424,127	11,596
				特別障害者手当 等給付費	16	特別障害者手当等給付 費	68,281	66,784	1,497
障害 福祉 費	障害福祉総務 費	心身障害者扶養 共済制度実施費	17	心身障害者扶養共済制 度実施費	470,881	468,812	2,069		
		在宅重度障害者 等手当支給費	18-1	在宅重度障害者等手当 支給費	575,100	568,260	6,840		
			18-2	在宅重度障害者等手当 支給費(事務費)	3,658	6,506	△ 2,848		
			重度障害者医療 給付事業費補助	19	重度障害者医療給付事 業費補助	5,224,032	5,058,711	165,321	
	障害福祉施設 費	総合療育相談セ ンター費	20-1	維持運営費	93,417	92,056	1,361		
			20-2	相談等事業費	36,770	38,579	△ 1,809		
計					49,759,743	46,103,527	3,656,216		

(2) 6款 衛生費

(単位：千円)

項	目	事業		細事業	28年度 当初予算額	27年度 当初予算額	比較増減
公衆 衛生 費	精神保健福祉 費	精神障害者措置 費	21	精神障害者措置費	6,674	7,729	△ 1,055
			22	精神障害者社会復帰援 助事業費	1,887	2,007	△ 120
				23	精神障害者地域作業指 導事業費	1,392	1,392
計					9,953	11,128	△ 1,175

3 事業別予算額（旧障害サービス課）

○ 5款 民生費

（単位：千円）

項	目	事業	細事業	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差額	
社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金	- 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金	-	780	△780	
	諸費	障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金返納金	1 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金返納金	1,429	-	1,429	
障害福祉費	障害福祉総務費	障害福祉諸費	2 障害サービス推進費	4,241	4,198	43	
		障害福祉施設等地域サービス事業費	3 障害者生活支援事業費	4,551	5,914	△1,363	
			4 障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費	32,522	32,522	-	
			5 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業（地域医療介護基金）	1,531	-	1,531	
		障害福祉施設整備費補助	6 障害福祉施設整備費補助	80,184	281,083	△200,899	
		障害者地域生活支援事業費	7 障害者地域生活支援事業費（県事業）	27,309	26,470	839	
		障害福祉地域サービス推進事業費	8 グループホーム等居住支援事業費	2,039	2,039	-	
			9 短期入所強化事業費	6,000	7,000	△1,000	
		障害者総合支援法等施行事務費	10 障害者総合支援法等施行事業費	18,853	20,140	△1,287	
		民間社会福祉施設整備借入償還金補助	11 金沢若草園民間移譲推進事業費補助	10,680	10,680	-	
			12 民間社会福祉施設整備借入償還金補助（障害福祉施設）	586,680	643,923	△57,243	
		民間社会福祉施設運営費補助	13 民間社会福祉施設運営費補助（障害福祉施設）	128,819	128,309	510	
		障害福祉施設指定管理費	14 障害福祉施設指定管理費	1,609,999	1,728,516	△118,517	
		障害措置費	障害児保護措置費	15 障害児保護措置費	1,064,908	1,015,816	49,092
			民間障害福祉施設利用者処遇費	16 民間障害福祉施設利用者処遇費	199,901	190,370	9,531
		障害福祉施設費	県立障害福祉施設維持運営費	17 県立障害福祉施設維持運営費	1,048,199	1,040,304	7,895
				18 県立障害福祉施設備品等整備費	3,465	3,854	△389
			県立障害福祉施設整備費	19 県立障害福祉施設改修工事費	27,800	-	27,800
		平成28年度当初予算 旧障害サービス課 合計				4,859,110	5,141,918

【障害福祉課】

No.	事業名	事業内容						
1	<p>障害者自立支援等給付費</p> <table border="1" data-bbox="220 392 592 584"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 40,630,124</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 37,134,391</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 3,495,733</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 40,630,124	27年度当初 予 算 額	千円 37,134,391	比 較 増 減	千円 3,495,733	<p>障害者及び障害児の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスに係る費用を市町村等に対して交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付先 市町村 ・ 負担率 1/4(国1/2:市町村へ直接) ※精神通院医療は県経由 <p>1 障害福祉サービス費等負担金 27,379,271千円</p> <p>2 障害者自立支援医療費負担金(更生医療) 2,926,291千円 (1) 障害者自立支援医療費負担金(更生医療) 2,925,438千円 (2) 障害者自立支援医療費審査支払事務費(更生医療) 853千円</p> <p>3 障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療) 4,761,156千円 (1) 障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療) 4,693,241千円 (2) 障害者自立支援医療費審査支払事務費(精神通院医療) 67,915千円</p> <p>4 障害者療養介護医療費負担金 155,406千円 (1) 障害者療養介護医療費負担金 155,024千円 (2) 障害者療養介護医療費支払事務費 382千円</p> <p>5 障害者補装具購入費等負担金 460,047千円</p> <p>6 相談支援給付費等負担金 335,661千円</p> <p>7 障害児通所給付費負担金 4,612,292千円</p>
28年度当初 予 算 額	千円 40,630,124							
27年度当初 予 算 額	千円 37,134,391							
比 較 増 減	千円 3,495,733							
2	<p>障害者地域生活支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1198 592 1391"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,019,563</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,040,129</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 20,566</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 2,019,563	27年度当初 予 算 額	千円 2,040,129	比 較 増 減	千円 △ 20,566	<p>障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすること等を目的とし、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>1 障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助) 1,783,212千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助先 市町村 ・ 補助率 1/4(国1/2:市町村へ直接) <p>(1) 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業 (2) 障害者、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見法人後見支援事業 (6) 日常生活用具給付事業 (7) 意思疎通支援事業 (8) 移動支援事業 (9) 地域活動支援センター機能強化事業 (10) その他の事業</p> <p>2 一部(新) 障害者地域生活支援事業費(県事業) 218,255千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体 県(国1/2) <p>(1) 専門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業費、 高次脳機能障害支援普及事業 (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 (3) 専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (4) 広域的な支援事業 障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業等</p>
28年度当初 予 算 額	千円 2,019,563							
27年度当初 予 算 額	千円 2,040,129							
比 較 増 減	千円 △ 20,566							

		<p>精神障害者地域生活支援広域調整等事業</p> <p>(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業 相談支援従事者研修事業、強度行動障害支援者養成研修事業</p> <p>(6) その他事業 身体障害者補助犬育成、障害者ITサポートセンター運営、社会参加推進センター運営、発達障害者支援体制整備等</p> <p>3 (新) 障害者就業・生活支援センター精神障害者支援体制強化事業 18,096千円 障害者就業・生活支援センターにおける精神障害者への支援体制を拡充する。 ・ 実施主体 県(国1/2)</p>												
3	<p>障害者総合支援法等施行事務費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 9,926</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 13,777</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 3,851</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 9,926	27年度当初 予 算 額	千円 13,777	比 較 増 減	千円 △ 3,851	<p>身体障害者福祉法等に基づき、障害者手帳の交付及び知的障害児者の判定等の事務を行う。</p> <table> <tr> <td>1 身体障害者福祉法等施行事務費</td> <td>3,601千円</td> </tr> <tr> <td>2 障害手帳交付事務等支援システム運用事業費</td> <td>3,603千円</td> </tr> <tr> <td>3 障害手帳交付事務等支援システム改修事業費</td> <td>2,722千円</td> </tr> </table>	1 身体障害者福祉法等施行事務費	3,601千円	2 障害手帳交付事務等支援システム運用事業費	3,603千円	3 障害手帳交付事務等支援システム改修事業費	2,722千円
28年度当初 予 算 額	千円 9,926													
27年度当初 予 算 額	千円 13,777													
比 較 増 減	千円 △ 3,851													
1 身体障害者福祉法等施行事務費	3,601千円													
2 障害手帳交付事務等支援システム運用事業費	3,603千円													
3 障害手帳交付事務等支援システム改修事業費	2,722千円													
4	<p>障害福祉推進費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 18,468</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 11,973</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 6,495</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 18,468	27年度当初 予 算 額	千円 11,973	比 較 増 減	千円 6,495	<p>障害者の自立と社会参加を推進するため、各種指導・相談事業のほか啓発事業等を実施する。</p> <table> <tr> <td>1 障害福祉推進費</td> <td>7,365千円</td> </tr> <tr> <td>2 障害者理解促進事業費</td> <td>4,531千円</td> </tr> <tr> <td>3 生活のしづらさなどに関する調査費</td> <td>6,572千円</td> </tr> </table>	1 障害福祉推進費	7,365千円	2 障害者理解促進事業費	4,531千円	3 生活のしづらさなどに関する調査費	6,572千円
28年度当初 予 算 額	千円 18,468													
27年度当初 予 算 額	千円 11,973													
比 較 増 減	千円 6,495													
1 障害福祉推進費	7,365千円													
2 障害者理解促進事業費	4,531千円													
3 生活のしづらさなどに関する調査費	6,572千円													
5	<p>障害者団体育成費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,128</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,128</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 1,128	27年度当初 予 算 額	千円 1,128	比 較 増 減	千円 0	<table> <tr> <td>1 県身体障害者連合会補助事業費</td> <td>384千円</td> </tr> <tr> <td>2 県心身障害児者父母の会連盟補助事業費</td> <td>744千円</td> </tr> </table>	1 県身体障害者連合会補助事業費	384千円	2 県心身障害児者父母の会連盟補助事業費	744千円		
28年度当初 予 算 額	千円 1,128													
27年度当初 予 算 額	千円 1,128													
比 較 増 減	千円 0													
1 県身体障害者連合会補助事業費	384千円													
2 県心身障害児者父母の会連盟補助事業費	744千円													
6	<p>障害者差別解消法関連事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,649</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 3,649</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 3,649	27年度当初 予 算 額	千円 0	比 較 増 減	千円 3,649	<p>障害者差別解消法の施行に向けて、障害者差別解消支援地域協議会の開催や、差別的取扱い等の事例集の作成、広報活動、フォーラムを開催する。</p> <table> <tr> <td>1 (新) 障害者差別解消法関連事業費</td> <td>3,649千円</td> </tr> </table>	1 (新) 障害者差別解消法関連事業費	3,649千円				
28年度当初 予 算 額	千円 3,649													
27年度当初 予 算 額	千円 0													
比 較 増 減	千円 3,649													
1 (新) 障害者差別解消法関連事業費	3,649千円													
7	<p>神奈川県障害者施策審議会費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 778</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 778</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 778	27年度当初 予 算 額	千円 778	比 較 増 減	千円 0	<p>かながわ障害者計画の着実な推進を図るための施策の進行管理、調査及び研究等を行う。</p> <table> <tr> <td>1 神奈川県障害者施策審議会費 神奈川県障害者施策審議会の開催及び運営を行う。</td> <td>778千円</td> </tr> </table>	1 神奈川県障害者施策審議会費 神奈川県障害者施策審議会の開催及び運営を行う。	778千円				
28年度当初 予 算 額	千円 778													
27年度当初 予 算 額	千円 778													
比 較 増 減	千円 0													
1 神奈川県障害者施策審議会費 神奈川県障害者施策審議会の開催及び運営を行う。	778千円													

8	<p>障害者虐待防止・権利擁護推進事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 259 592 450"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 6,625</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 6,790</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 165</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 6,625	27年度当初 予 算 額	千円 6,790	比 較 増 減	千円 △ 165	<p>1 障害者権利擁護センター事業費 4,351千円 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るため、障害者虐待防止の拠点となる障害者権利擁護センターを設置する。</p> <p>2 障害者虐待防止・権利擁護研修事業費 2,274千円 障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村の相談窓口職員を対象に研修を実施する。</p>
28年度当初 予 算 額	千円 6,625							
27年度当初 予 算 額	千円 6,790							
比 較 増 減	千円 △ 165							
9	<p>福祉的就労促進事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 562 592 752"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 20,600</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 17,398</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 3,202</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 20,600	27年度当初 予 算 額	千円 17,398	比 較 増 減	千円 3,202	<p>一般企業での就労が困難、及び直ちには困難な障害者に対して福祉的就労等の促進を図る。</p> <p>1 一部(新)工賃向上支援事業費(国庫) 11,013千円 一般企業での就労が困難な障害者が利用する障害福祉サービス事業所等での生産活動を支援し、障害者の収入を向上させるための事業を実施する。 ・ 実施主体 県(国1/2・国10/10(特別事業))</p> <p>2 工賃向上支援事業費(県単) 8,177千円 障害者の福祉的就労の促進を図るため、既存の共同受注窓口の機能を活用した受注機会の拡大など、障害者の工賃向上を支援する。 ・ 実施主体 県</p> <p>3 小規模事業所等支援事業費補助 1,410千円 地域活動支援センターなどで規模が小さい事業所が、地域支援力を高めるための取組みを支援する。 ・ 補助先 (特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会 ・ 補助率 1/3</p>
28年度当初 予 算 額	千円 20,600							
27年度当初 予 算 額	千円 17,398							
比 較 増 減	千円 3,202							
10	<p>福祉バス運行事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1077 592 1267"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 35,776</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 34,000</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 1,776</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 35,776	27年度当初 予 算 額	千円 34,000	比 較 増 減	千円 1,776	<p>日ごろ外へ出る機会の少ない障害者が文化・レクリエーション活動を団体で行う場合に、移動の面から支援するため、福祉バス(車いす用リフト付き大型バス・借上げバス)を運行する。</p> <p>運行台数 1台(臨時増便も有)</p>
28年度当初 予 算 額	千円 35,776							
27年度当初 予 算 額	千円 34,000							
比 較 増 減	千円 1,776							
11	<p>障害者就労生活支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1357 592 1547"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 45,565</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 47,239</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 1,674</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 45,565	27年度当初 予 算 額	千円 47,239	比 較 増 減	千円 △ 1,674	<p>障害者の自立と社会参加を推進するため、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行う。</p> <p>1 障害者就業・生活支援センター事業費 42,381千円 就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。 ・ 実施主体 県(国1/2)</p> <p>2 障害者しごと体験支援事業費 3,184千円 障害福祉サービス事業所以外の場合において、様々な社会体験を支援することにより、一般企業での就労が困難な障害者の就労促進を図る。 ・ 実施主体 県</p>
28年度当初 予 算 額	千円 45,565							
27年度当初 予 算 額	千円 47,239							
比 較 増 減	千円 △ 1,674							
12	<p>重度障害者住宅設備改良費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 1850 592 2040"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 32,380</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 36,337</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 3,957</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 32,380	27年度当初 予 算 額	千円 36,337	比 較 増 減	千円 △ 3,957	<p>在宅の重度障害者又はその保護者が、その障害者に適するように住宅設備等を改良するための経費に補助を行う市町村に助成する。</p> <p>(1) 補助先 市町村(政令市・中核市を除く) (2) 補助率 1/2 (3) 補助限度額 住宅設備改良 800千円 天井走行式移動リフト 1,000千円 環境制御装置 600千円</p>
28年度当初 予 算 額	千円 32,380							
27年度当初 予 算 額	千円 36,337							
比 較 増 減	千円 △ 3,957							

13	<p>障害者生活支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 226 592 416"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 27,299</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 24,776</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 2,523</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 27,299	27年度当初 予算額	千円 24,776	比較増減	千円 2,523	<p>障害者の自立と社会参加を支援するため、各種福祉サービスの利用支援、相談支援、就労支援等の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害児等療育支援事業費 6,728千円 専門スタッフによる障害児者等の療育支援を行うとともに、県所管域の市町村等に対する支援を行う。 2 喀痰吸引等研修事業費（障害福祉課） 8,545千円 介護職員等に対してたんの吸引等の医療的ケアに関する研修を実施する。 3 精神障害者ホームヘルパー研修事業費 2,226千円 精神障害者の特性を理解したホームヘルパーを養成するための研修及び現に精神障害者の居宅介護支援に従事しているホームヘルパーに対する質の維持・向上のための現任者研修を実施する。 4 相談支援従事者等養成・確保推進事業費 9,800千円 相談支援従事者等について、さらなる人材の質の向上や地域支援の強化、専門性の強化を図るために研修を実施する。
28年度当初 予算額	千円 27,299							
27年度当初 予算額	千円 24,776							
比較増減	千円 2,523							
14	<p>障害福祉施設指定管理費</p> <table border="1" data-bbox="220 857 592 1048"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 435,723</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 424,127</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 11,596</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 435,723	27年度当初 予算額	千円 424,127	比較増減	千円 11,596	<ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県ライトセンター指定管理費 289,990千円 2 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費 145,733千円
28年度当初 予算額	千円 435,723							
27年度当初 予算額	千円 424,127							
比較増減	千円 11,596							
15	<p>特別障害者手当等支給費</p> <table border="1" data-bbox="220 1149 592 1339"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 68,281</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 66,784</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 1,497</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 68,281	27年度当初 予算額	千円 66,784	比較増減	千円 1,497	<p>精神または身体に著しく重度の障害を有する者等に特別障害者手当等を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>ア 支給時期 年4回（5、8、11、2月） イ 手当の額 特別障害者手当 月額 26,620円 障害児福祉手当 月額 14,480円 経過的福祉手当 月額 14,480円</p>
28年度当初 予算額	千円 68,281							
27年度当初 予算額	千円 66,784							
比較増減	千円 1,497							
16	<p>心身障害者扶養共済制度実施費</p> <table border="1" data-bbox="220 1469 592 1659"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 470,881</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 468,812</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 2,069</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 470,881	27年度当初 予算額	千円 468,812	比較増減	千円 2,069	<p>障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、年齢に応じ、一定の掛金を拠出し、その保護者が死亡した後、心身障害者に年金を支給し、経済的不安の軽減を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険料納付金 掛金 1口当たり月額 5,600円～23,300円 (2) 年金等給付金 ア 年金 1口当たり月額 20千円 イ 弔慰金 30千円～250千円 ウ 脱退一時金 45千円～250千円 (3) 制度安定化負担金 153,894千円 (4) 心身障害者扶養共済制度事務費 4,470千円
28年度当初 予算額	千円 470,881							
27年度当初 予算額	千円 468,812							
比較増減	千円 2,069							

17	<p>在宅重度障害者等手当支給費</p> <table border="1" data-bbox="220 226 587 416"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 578,758</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 574,766</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 3,992</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 578,758	27年度当初 予算額	千円 574,766	比較増減	千円 3,992	<p>在宅の重度障害者等の福祉の増進を図るため、重度重複障害者等に手当を支給する。</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>ア 重度重複障害者（年額6万円） 次の①～③のうち、2つ以上該当する者</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②IQ35以下 ③精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>イ 特別障害者手当等受給者（年額6万円） 国制度の手当（障害児福祉手当、特別障害者手当）を受給している者</p> <p>(2) 手当支給費 575,100千円 対象見込み者数 9,585人</p> <p>(3) 事務費（印刷委託等） 3,658千円</p>
28年度当初 予算額	千円 578,758							
27年度当初 予算額	千円 574,766							
比較増減	千円 3,992							
18	<p>重度障害者医療給付事業費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 725 587 916"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 5,224,032</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 5,058,711</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 165,321</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 5,224,032	27年度当初 予算額	千円 5,058,711	比較増減	千円 165,321	<p>重度障害者の健康の保持及び増進を図るため、重度障害者の医療費助成を行う市町村に対して助成する。</p> <p>(1) 補助先 市町村 (2) 補助率 政令・中核市 1/3 一般市町村 1/2 (3) 対象者</p> <p>ア 身体障害者等級1、2級の者 イ IQ35以下の者 ウ 身体障害者等級3級の者かつIQ50以下の者 エ 精神障害者等級1級の者 ただし、65歳以上で重度障害者となった者及び国の特別障害者手当の所得限度額を超える者を除く。</p> <p>(4) 対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費のうち保険給付分に係る自己負担分（上記エについては通院に係るもの） 医療費審査支払事務費
28年度当初 予算額	千円 5,224,032							
27年度当初 予算額	千円 5,058,711							
比較増減	千円 165,321							
19	<p>総合療育相談センター費</p> <table border="1" data-bbox="220 1214 587 1404"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 130,187</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 130,635</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △448</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 130,187	27年度当初 予算額	千円 130,635	比較増減	千円 △448	<p>1 維持運営費 93,417千円 2 相談等事業費 36,770千円</p>
28年度当初 予算額	千円 130,187							
27年度当初 予算額	千円 130,635							
比較増減	千円 △448							
20	<p>精神障害者措置費</p> <table border="1" data-bbox="220 1516 587 1706"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 6,674</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 7,729</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △1,055</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 6,674	27年度当初 予算額	千円 7,729	比較増減	千円 △1,055	<p>1 通院医療費公費負担制度電算システム事業費 5,637千円 精神障害者の通院医療費の公費負担及び精神保健福祉手帳の認定に係る事務経費</p> <p>2 通院医療費公費負担制度電算システム改修事業費 1,037千円 社会保障・税番号制度導入に伴う電算システムの改修経費</p>
28年度当初 予算額	千円 6,674							
27年度当初 予算額	千円 7,729							
比較増減	千円 △1,055							
21	<p>精神障害者社会復帰援助事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1818 587 2009"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 1,887</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 2,007</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △120</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 1,887	27年度当初 予算額	千円 2,007	比較増減	千円 △120	<p>精神障害者の社会復帰を促進するため、各種支援を行う。</p> <p>1 精神障害者保健福祉手帳交付事業費 1,887千円</p>
28年度当初 予算額	千円 1,887							
27年度当初 予算額	千円 2,007							
比較増減	千円 △120							

22	精神障害者地域作業指導事業費		精神障害者地域生活支援団体連合会補助金	1,392千円
	28年度当初 予算額	千円 1,392	<ul style="list-style-type: none"> 補助先 (NPO)神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 	
	27年度当初 予算額	千円 1,392		
	比較増減	千円 0		

(参考) スポーツ局移管予定事業

1	障害者スポーツ推進費		<p>全国障害者スポーツ大会への選手派遣など、スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害者の社会参加を促進する。</p> <p>精神障害者を対象としたスポーツ大会を開催し、精神障害者のスポーツ参加の機会を拡充する。</p> <p>障害者スポーツを支える人材を養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施主体 県(国1/2(既存事業部分)) 	
	28年度当初 予算額	千円 45,056	1 一部(新) 障害者スポーツ普及推進事業費	38,761千円
	27年度当初 予算額	千円 0	2 (新) 県精神障害者スポーツ大会開催事業費	4,295千円
	比較増減	千円 45,056	3 (新) 障害者スポーツサポーター養成事業費	2,000千円

旧障害サービス課所管事業

No.	事業名	事業内容						
1	<p>障害者自立支援対策臨時特例 交付金事業費補助金返納金</p> <table border="1" data-bbox="244 488 633 779"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 1,429</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 -</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 1,429</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 1,429	27年度当初 予算額	千円 -	比較増減	千円 1,429	<p>障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金により取得された障害福祉施設等の財産処分に伴う納付金を国庫に納付する。</p> <p>1 (新) 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金返納金 1,429千円</p>
28年度当初 予算額	千円 1,429							
27年度当初 予算額	千円 -							
比較増減	千円 1,429							
2	<p>障害サービス推進費</p> <table border="1" data-bbox="244 1014 633 1305"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 4,241</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 4,198</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 43</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 4,241	27年度当初 予算額	千円 4,198	比較増減	千円 43	<p>関係機関との連絡調整及び課の業務遂行のために必要な経費。</p> <p>1 障害サービス推進費 4,241千円</p>
28年度当初 予算額	千円 4,241							
27年度当初 予算額	千円 4,198							
比較増減	千円 43							
3	<p>障害者生活支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="244 1590 633 1881"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 4,551</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 5,914</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △1,363</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 4,551	27年度当初 予算額	千円 5,914	比較増減	千円 △1,363	<p>民間障害児入所施設の障害児が施設に滞留せず、成人サービス等に移行できるようにするため、コーディネーターとなる職員を配置する取組みに対して補助する。</p> <p>1 障害児施設入所児成人サービス等移行支援事業費補助 4,551千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体 県 ・ 負担割合 県 1/3
28年度当初 予算額	千円 4,551							
27年度当初 予算額	千円 5,914							
比較増減	千円 △1,363							

No.	事業名	事業内容						
4	障害福祉サービス地域 ネットワーク強化事業費 <table border="1" data-bbox="242 394 635 685"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 32,522</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 32,522</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 32,522	27年度当初 予算額	千円 32,522	比較増減	千円 -	障害保健福祉圏域に整備する障害福祉サービス等地域拠点事業所について、障害保健福祉圏域ごとに重度障害者を支える仕組みを強化するために、ケースマネージャーを配置する等により、広域的な調整機能を充実しつつ、地域の事業所間のネットワーク形成を図る。 1 障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費 32,522 千円
28年度当初 予算額	千円 32,522							
27年度当初 予算額	千円 32,522							
比較増減	千円 -							
5	重度重複障害者等支援看護師 養成研修事業（地域医療介護 基金） <table border="1" data-bbox="242 1016 635 1308"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 1,531</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 -</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 1,531	27年度当初 予算額	千円 -	比較増減	千円 -	障害者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師に対する専門研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を実施する。 1 一部(新) 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費 1,531 千円
28年度当初 予算額	千円 1,531							
27年度当初 予算額	千円 -							
比較増減	千円 -							
6	障害福祉施設整備費補助 <table border="1" data-bbox="242 1496 635 1787"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 80,184</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 281,083</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △200,899</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 80,184	27年度当初 予算額	千円 281,083	比較増減	千円 △200,899	障害者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域移行を促進するため、重度障害者にも対応する住まいの場の新規整備の費用に対して補助する。 また、消防法施行令の改正に対応するため、共同生活援助事業所のスプリンクラー整備の費用に対して補助する。 1 民間障害福祉施設整備費補助（国庫） 42,990 千円 (1) 補助先 社会福祉法人 (2) 補助施設数 1 施設 2 障害福祉施設消防用設備整備費補助（国庫） 37,194 千円 (1) 補助先 社会福祉法人等 (2) 補助施設数 10 施設
28年度当初 予算額	千円 80,184							
27年度当初 予算額	千円 281,083							
比較増減	千円 △200,899							

No.	事業名	事業内容						
7	障害者地域生活支援事業費 (県事業) <table border="1" data-bbox="244 394 633 685"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 27,309</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 26,470</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 839</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 27,309	27年度当初 予算額	千円 26,470	比較増減	千円 839	障害福祉サービスが円滑に実施されるようサービス事業者等のための養成研修事業を行うとともに、障害者等が適切なサービスの提供が受けられるようサービス提供者の情報提供を行う。 1 障害者地域生活支援事業費 (研修・情報提供事業) 27,309 千円 ・ 事業主体 県 (国 1/2)
28年度当初 予算額	千円 27,309							
27年度当初 予算額	千円 26,470							
比較増減	千円 839							
8	グループホーム等居住支援 事業費 <table border="1" data-bbox="244 1016 633 1308"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 2,039</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 2,039</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 2,039	27年度当初 予算額	千円 2,039	比較増減	千円 -	グループホーム等の設置、運営を考えている法人へ設置、運営方法の助言等を行うとともに、グループホーム等の職員を対象とした研修事業を行う。 1 障害者グループホーム等サポートセンター事業費 2,039 千円 ・ 事業主体 県
28年度当初 予算額	千円 2,039							
27年度当初 予算額	千円 2,039							
比較増減	千円 -							
9	短期入所強化事業費 <table border="1" data-bbox="244 1592 633 1883"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 6,000</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 7,000</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △1,000</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 6,000	27年度当初 予算額	千円 7,000	比較増減	千円 △1,000	短期入所事業所が在宅重度障害者等の障害特性に応じたサービスを提供するために、必要な施設及び設備整備を行う費用に対して補助する。 1 短期入所強化事業費補助 6,000 千円 (1) 補助先 社会福祉法人等 (2) 補助率 1/2
28年度当初 予算額	千円 6,000							
27年度当初 予算額	千円 7,000							
比較増減	千円 △1,000							

No.	事業名	事業内容						
10	障害者総合支援法等施行 事業費 <table border="1" data-bbox="242 394 632 685"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 18,853</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 20,140</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △1,287</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 18,853	27年度当初 予算額	千円 20,140	比較増減	千円 △1,287	<p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の着実な推進のため、サービス事業者の指定や障害児施設給付費の支給決定事務の体制整備を行う。</p> <p>また、市町村が行った介護給付費等の係る処分に対する審査請求について、迅速かつ適正な裁決を行うため、第三者的審査専門機関として障害者介護給付費等不服審査会を設置運営する。</p> <p>1 障害者総合支援法施行事務費 17,624 千円</p> <p>2 障害児施設給付管理システム改修事業費 953 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体 県 <p>3 障害者介護給付費等不服審査会設置運営費 276 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体 県 (国 1/2)
28年度当初 予算額	千円 18,853							
27年度当初 予算額	千円 20,140							
比較増減	千円 △1,287							
11	金沢若草園民間移譲推進 事業費補助 <table border="1" data-bbox="242 1160 632 1451"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 10,680</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 10,680</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 10,680	27年度当初 予算額	千円 10,680	比較増減	千円 -	<p>平成 23 年 4 月 1 日に民間法人へ移譲した金沢若草園について、施設整備（耐震化改修工事等）の実施にあたって法人が福祉医療機構から借り入れた費用について補助する。</p> <p>1 金沢若草園民間移譲推進事業費補助 10,680 千円</p>
28年度当初 予算額	千円 10,680							
27年度当初 予算額	千円 10,680							
比較増減	千円 -							
12	民間社会福祉施設整備借入 償還金補助（障害福祉施設） <table border="1" data-bbox="242 1733 632 2024"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 586,680</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 643,923</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △57,243</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 586,680	27年度当初 予算額	千円 643,923	比較増減	千円 △57,243	<p>民間社会福祉施設の施設整備の促進を図るため、施設整備資金借入金及び支払い利子に対して補助する。</p> <p>1 民間社会福祉施設整備借入償還金補助（障害福祉施設） 586,680 千円</p> <p>(1) 補助先 社会福祉法人等</p> <p>(2) 対象施設数 元金 131 施設 利子 94 施設</p>
28年度当初 予算額	千円 586,680							
27年度当初 予算額	千円 643,923							
比較増減	千円 △57,243							

No.	事業名	事業内容						
13	民間社会福祉施設運営費補助 (障害福祉施設) <table border="1" data-bbox="244 394 632 685"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 128,819</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 128,309</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 510</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 128,819	27年度当初 予算額	千円 128,309	比較増減	千円 510	民間障害福祉施設の利用者処遇の維持、向上と均衡の保持を図るため、国の配置基準を超えて雇用する職員経費と地域格差を是正する経費に対して補助する。 1 民間社会福祉施設運営費補助 (障害福祉施設) 128,819 千円 (1) 補助先 社会福祉法人等 (2) 対象施設数 45 施設
28年度当初 予算額	千円 128,819							
27年度当初 予算額	千円 128,309							
比較増減	千円 510							
14	障害福祉施設指定管理費 <table border="1" data-bbox="244 922 632 1214"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 1,609,999</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 1,728,516</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △118,517</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 1,609,999	27年度当初 予算額	千円 1,728,516	比較増減	千円 △118,517	県が設置した以下の障害福祉施設について、指定管理者による管理運営を行う。 1 愛名やまゆり園指定管理費 263,399 千円 2 秦野精華園指定管理費 202,084 千円 3 厚木精華園指定管理費 188,532 千円 4 津久井やまゆり園指定管理費 374,024 千円 5 三浦しらとり園指定管理費 581,960 千円
28年度当初 予算額	千円 1,609,999							
27年度当初 予算額	千円 1,728,516							
比較増減	千円 △118,517							
15	障害児保護措置費 <table border="1" data-bbox="244 1500 632 1792"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 1,064,908</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 1,015,816</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 49,092</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 1,064,908	27年度当初 予算額	千円 1,015,816	比較増減	千円 49,092	児童福祉法に基づく措置により入所した児童の保護療育等に必要な費用及び指定障害児施設に入所する児童の日常生活指導、治療に必要な費用を給付する。 1 障害児施設等措置費 651,567 千円 ・ 事業主体 県 (国 1/2) 2 障害児施設等措置費 (県単) 16 千円 3 障害児医療費審査支払事務費 438 千円 ・ 事業主体 県 4 障害児入所給付費 412,552 千円 ・ 事業主体 県 (国 1/2) 5 障害児入所給付費 (県単) 335 千円
28年度当初 予算額	千円 1,064,908							
27年度当初 予算額	千円 1,015,816							
比較増減	千円 49,092							

No.	事業名	事業内容						
16	民間障害福祉施設利用者 処遇費 <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 199,901</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 190,370</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 9,531</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 199,901	27年度当初 予算額	千円 190,370	比較増減	千円 9,531	障害児の保護養育の委託先に対し、国の制度に上乗せし、民間障害福祉施設入所児童の処遇改善を図る。 1 障害児処遇委託費 199,901 千円 ・ 事業主体 県
28年度当初 予算額	千円 199,901							
27年度当初 予算額	千円 190,370							
比較増減	千円 9,531							
17	県立障害福祉施設維持運営費 <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 1,048,199</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 1,040,304</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 7,895</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 1,048,199	27年度当初 予算額	千円 1,040,304	比較増減	千円 7,895	県立県営の3施設（ひばりが丘学園、さがみ緑風園、中井やまゆり園）に係る入所児者処遇及び維持運営経費。 1 県立障害福祉施設入所児者処遇費 861,872 千円 2 県立障害福祉施設維持運営費 178,327 千円 3 (新) ひばりが丘学園再編整備関連費 8,000 千円
28年度当初 予算額	千円 1,048,199							
27年度当初 予算額	千円 1,040,304							
比較増減	千円 7,895							
18	県立障害福祉施設備品等 整備費 <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 3,465</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 3,854</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △389</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 3,465	27年度当初 予算額	千円 3,854	比較増減	千円 △389	県立県営の3施設（ひばりが丘学園、さがみ緑風園、中井やまゆり園）に係る庁用自動車のリース代。 1 県立障害福祉施設車両借上事業費 3,465 千円
28年度当初 予算額	千円 3,465							
27年度当初 予算額	千円 3,854							
比較増減	千円 △389							
19	県立障害福祉施設改修工事費 <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 27,800</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 -</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 27,800	27年度当初 予算額	千円 -	比較増減	千円 -	県立施設の改修工事に係る設計費及び設備改修に係る工事費。 1 (新) 秦野精華園改修工事実施設計費 7,800 千円 2 (新) 厚木精華園給湯ボイラー設備改修工事費 20,000 千円
28年度当初 予算額	千円 27,800							
27年度当初 予算額	千円 -							
比較増減	千円 -							

平成 28 年度

当初予算の概要

がん・疾病対策課
(精神保健医療グループ)

平成28年度当初予算の概要 (がん・疾病対策課精神保健医療グループ分)

1 平成28年度当初予算・平成27年度当初予算 比較表

(単位：千円)

	平成28年度 当初予算額A	平成27年度 当初予算額B	比較増減額 A-B	増減率 A/B	財 源 内 訳		
					国庫支出金	そ の 他	一般財源
保 健 福 祉 局	383,610,701	353,546,205	30,064,496	108.5%	28,564,030	27,245,867	327,800,804
がん・疾病対策課 精神保健医療G	800,834	922,469	△121,635	86.8%	147,162	145,675	507,997

2 事業別予算額

(1) 6款 衛生費

項	目	事 業	細事業	28年度 当初予算額	27年度 当初予算額	比較増減
公衆衛生費	精神保健 福祉費	精神障害者地域生活支援 事業費	1 精神障害者地域生活支援事業費	1,034	1,034	-
			2 精神保健福祉審議会等運 営費	7,410	7,613	△203
		精神障害者地域生活支援 事業費	2 精神科病院実地審査事務費	1,000	743	257
			3 精神障害者措置費	121,931	125,779	△3,848
		精神障害者医療保護入院 等医療援護費	4 精神障害者医療保護入院等医療援護費	114,349	115,606	△1,257
			5 精神保健福祉普及相談事業費	7,849	7,849	-
		精神障害者地域生活支援 事業費	6 ころこの健康づくり推進 事業費	4,564	4,527	37
			7 災害派遣精神医療チーム(DPAT) 体制整備事業費	2,767	4,006	△1,239
			8 依存症治療拠点機関設置運営事業費	3,078	3,198	△120
			9 てんかん地域診療連携体制整備事業費	2,800	-	2,800
			10 ころこのちを守る対面型相談支援 事業費	2,206	2,408	△202
			10 ころこのちを守る人材養成事業費	1,938	2,159	△221
			10 ころこのちを守る普及啓発事業費	688	848	△160
			10 ころこのちを守る支援強化事業費	28,586	30,254	△1,668
			10 ころこのちを守る電話相談事業費	12,186	12,160	26
			10 ころこのちを守る地域強化事業費 市町村補助金	65,000	76,218	△11,218
		精神科救急医療対策事業 費	11 精神科救急医療診察移送事業費	159,043	166,010	△6,967
			12 精神科救急医療機関運営事業費	182,972	184,737	△1,765
			13 精神科救急医療相談窓口運営費	34,837	33,746	1,091
			16 精神科医療従事者等確保事業費(医療 介護基金)	14,054	-	14,054
地域医療再生臨時特例交 付金事業費	-	精神科救急医療体制再構築事業費	-	102,000	△102,000	
精神科医療推進費	14 精神科医療強化事業費(医療介護基 金)	545	10,086	△9,541		
	15 精神科看護職員研修事業費(医療介護 基金)	700	-	700		
地域自殺対策緊急強化基 金積立金	-	地域自殺対策緊急強化基金積立金	29	119	△90	
精神保健福祉センター運 営費	17 精神保健福祉センター維持運営費	26,666	26,542	124		
	18 相談指導等事業費	2,448	2,458	△10		
かながわ自殺予防情報セ ンター事業費	19 かながわ自殺予防情報センター事業費	2,154	2,369	△215		
計				800,834	922,469	△121,635

【がん・疾病対策課】

No.	事業名	事業内容						
1	<p>精神障害者地域生活支援事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 1,034</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 1,034</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 1,034	27年度当初 予算額	千円 1,034	比較増減	千円 0	<p>精神障害者の社会復帰、社会参加を促進するため、関係機関との連携強化及び専門相談を実施するための人材育成、普及啓発等を行う。</p>
28年度当初 予算額	千円 1,034							
27年度当初 予算額	千円 1,034							
比較増減	千円 0							
2	<p>精神保健福祉審議会等運営費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 8,410</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 8,356</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 54</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 8,410	27年度当初 予算額	千円 8,356	比較増減	千円 54	<p>適正な精神科医療及び患者の人権の確保を図るため、精神保健福祉行政に関する審議及び入院患者の入院の必要性や処遇の状況等の審査を行う。また、患者の人権保護を図るため、入院継続の可否等について実地審査を行う。</p> <p>1 精神保健福祉審議会運営費 7,410千円 (1) 神奈川県精神保健福祉審議会 ア 委員数 15人（学識経験者、精神医療関係者、社会復帰事業関係者） イ 開催回数 年2回 (2) 神奈川県精神医療審査会 ア 委員数 15人（精神保健指定医、法律家、学識経験者） イ 開催回数 月3回、年1回(合同)</p> <p>2 精神科病院実地審査事務費 1,000千円</p>
28年度当初 予算額	千円 8,410							
27年度当初 予算額	千円 8,356							
比較増減	千円 54							
3	<p>精神障害者措置費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 121,931</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 125,779</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △ 3,848</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 121,931	27年度当初 予算額	千円 125,779	比較増減	千円 △ 3,848	<p>措置入院患者の適正な医療の確保を図るため、精神障害者の措置入院に伴う医療費を公費負担する。</p> <p>1 精神障害措置患者医療費 121,857千円 2 精神障害措置入院患者医療費審査支払事務費 74千円</p>
28年度当初 予算額	千円 121,931							
27年度当初 予算額	千円 125,779							
比較増減	千円 △ 3,848							
4	<p>精神障害者医療保護入院等医療援護費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 114,349</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 115,606</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △ 1,257</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 114,349	27年度当初 予算額	千円 115,606	比較増減	千円 △ 1,257	<p>患者及び家族の負担の軽減及び適正医療の確保を図るため、精神疾患で入院している県内在住の医療保護又は任意入院者に対して、その医療費の一部を支給する。</p> <p>(1) 対象者 患者本人及び患者と同一の世帯に属する世帯員全員の前年分の所得税の合計が87,000円以下の者 (2) 支給額 1人 1ヵ月10,000円</p>
28年度当初 予算額	千円 114,349							
27年度当初 予算額	千円 115,606							
比較増減	千円 △ 1,257							

No.	事業名	事業内容						
5	精神保健福祉普及相談事業費 <table border="1" data-bbox="220 344 600 539"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 7,849</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 7,849</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 7,849	27年度当初 予 算 額	千円 7,849	比 較 増 減	千円 0	精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所において、地域住民のこころの健康に関する相談指導等を行う。 (1) 精神障害者を対象とした専門医による相談、訪問指導 (2) 精神障害についての正しい知識の普及啓発
28年度当初 予 算 額	千円 7,849							
27年度当初 予 算 額	千円 7,849							
比 較 増 減	千円 0							
6	こころといのちのサポート事業費 <table border="1" data-bbox="220 689 600 884"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,564</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,527</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 37</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 4,564	27年度当初 予 算 額	千円 4,527	比 較 増 減	千円 37	総合的な自殺対策を推進するため、広くこころの健康に対する相談を受け、専門的な立場から助言を行うほか、「かながわ自殺対策会議」を設置し、各分野の関係機関・団体との連携を図る。 1 こころといのちのサポート事業費（自殺対策） 658千円 「かながわ自殺対策会議」を設置し、各分野の関係機関・団体の情報交換を行い、連携を深める。 2 こころの健康づくり専門相談事業費 2,572千円 精神疾患の予防等のために、県下全域を対象として広くこころの健康に関する相談を受け、専門的立場から適切な対応を行う。 3 こころといのちの地域医療支援事業費（自殺対策） 1,334千円 かかりつけ医を対象に、うつ病などの理解を深めるための研修会を実施する。
28年度当初 予 算 額	千円 4,564							
27年度当初 予 算 額	千円 4,527							
比 較 増 減	千円 37							
7	災害派遣精神医療チーム （DPAT）体制整備事業費 <table border="1" data-bbox="220 1285 600 1480"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,767</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,006</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 1,239</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 2,767	27年度当初 予 算 額	千円 4,006	比 較 増 減	千円 △ 1,239	災害時において、専門的な心のケアを円滑に行うため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を行うとともに、技術の向上を図るための研修を実施する。
28年度当初 予 算 額	千円 2,767							
27年度当初 予 算 額	千円 4,006							
比 較 増 減	千円 △ 1,239							
8	依存症治療拠点機関設置運営 事業費 <table border="1" data-bbox="220 1706 600 1901"> <tr> <td>28年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,078</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,198</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 120</td> </tr> </table>	28年度当初 予 算 額	千円 3,078	27年度当初 予 算 額	千円 3,198	比 較 増 減	千円 △ 120	依存症治療及び回復支援の強化を図るため、精神科医療機関（1箇所）を依存症治療拠点機関として指定し、専門的な相談支援や関係機関との連携体制を整備することで、依存症に対応できる県内精神科医療機関を増やす。
28年度当初 予 算 額	千円 3,078							
27年度当初 予 算 額	千円 3,198							
比 較 増 減	千円 △ 120							

No.	事業名	事業内容						
9	<p>⑨ てんかん地域診療連携体制整備事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td> <td>千円 2,800</td> </tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 2,800</td> </tr> </table>	28年度当初予算額	千円 2,800	27年度当初予算額	千円 0	比較増減	千円 2,800	<p>てんかんの治療及び回復支援の強化を図るため、てんかん治療を行っている県内の医療機関（1箇所）を「てんかん診療拠点機関」として指定し、てんかんに関する専門的な相談支援、普及啓発活動、関係機関への助言指導及び連絡調整を行う。</p>
28年度当初予算額	千円 2,800							
27年度当初予算額	千円 0							
比較増減	千円 2,800							
10	<p>こころといのちを守る自殺対策事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td> <td>千円 110,604</td> </tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td> <td>千円 124,047</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △ 13,443</td> </tr> </table>	28年度当初予算額	千円 110,604	27年度当初予算額	千円 124,047	比較増減	千円 △ 13,443	<p>自殺対策の強化を図るため、自殺対策の相談支援事業、自殺未遂者支援事業、その他自殺対策にかかる事業を実施するとともに、当該事業にかかる市町村事業に対して補助する。</p> <p>1 県事業</p> <p>(1) こころといのちを守る対面型相談支援事業費 2,206千円</p> <p>(2) こころといのちを守る人材養成事業費 1,938千円</p> <p>(3) こころといのちを守る普及啓発事業費 688千円</p> <p>(4) こころといのちを守る支援強化事業費 28,586千円</p> <p>(5) こころ・つなげよう電話相談事業費 12,186千円</p> <p>2 市町村事業</p> <p>こころといのちを守る地域強化事業費(市町村事業) 65,000千円</p>
28年度当初予算額	千円 110,604							
27年度当初予算額	千円 124,047							
比較増減	千円 △ 13,443							
11	<p>精神科救急医療診察移送事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td> <td>千円 159,043</td> </tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td> <td>千円 166,010</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △ 6,967</td> </tr> </table>	28年度当初予算額	千円 159,043	27年度当初予算額	千円 166,010	比較増減	千円 △ 6,967	<p>精神科救急医療体制の整備と適正医療の推進を図るため、措置患者等を移送するシステムの円滑な運用を図る。</p> <p>1 診察等事業費 10,092千円 定期病状報告を病院から提出させ、患者の状態等を把握する。</p> <p>2 精神科救急医療事務費 3,564千円 指定医派遣医療機関への謝礼やその他必要な事務経費</p> <p>3 精神科救急医療診察等事業費 145,387千円 移送班非常勤職員の雇用、移送委託等を実施する。</p>
28年度当初予算額	千円 159,043							
27年度当初予算額	千円 166,010							
比較増減	千円 △ 6,967							
12	<p>精神科救急医療機関運営事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td> <td>千円 182,972</td> </tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td> <td>千円 184,737</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △ 1,765</td> </tr> </table>	28年度当初予算額	千円 182,972	27年度当初予算額	千円 184,737	比較増減	千円 △ 1,765	<p>精神科救急医療が必要な者に対して、迅速かつ的確な医療及び保護を図るため、精神科救急医療体制の円滑な運用を図る。</p> <p>1 精神科救急医療機関運営事業費 119,793千円 精神科救急医療体制の整備と適正医療の推進を図るため、休日や平日夜間の診療時間外に精神科救急患者を受け入れる体制を整備する。</p> <p>2 精神科救急輪番病院確保事業費 63,179千円 精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより診察が必要な者に対して、医療及び保護を迅速かつ的確に行うために、医療機関の輪番により受入体制を確保する。</p>
28年度当初予算額	千円 182,972							
27年度当初予算額	千円 184,737							
比較増減	千円 △ 1,765							

No.	事業名	事業内容						
13	精神科救急医療相談窓口運営費 <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 34,837</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 33,746</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 1,091</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 34,837	27年度当初 予算額	千円 33,746	比較増減	千円 1,091	精神科救急医療体制の円滑な運営のため、警察官通報窓口及び精神科救急医療情報窓口を運営する。 精神科救急医療相談窓口運営費 34,837千円
28年度当初 予算額	千円 34,837							
27年度当初 予算額	千円 33,746							
比較増減	千円 1,091							
14	精神科医療強化事業費 (医療介護基金) <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 545</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 10,086</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △ 9,541</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 545	27年度当初 予算額	千円 10,086	比較増減	千円 △ 9,541	精神科病院の医療保護入院患者が退院後に地域生活へ円滑に移行できる環境を整備するため、各病院が開催する医療保護入院者退院支援委員会に係る経費に対して補助する。 退院支援委員会開催支援事業費補助 545千円
28年度当初 予算額	千円 545							
27年度当初 予算額	千円 10,086							
比較増減	千円 △ 9,541							
15	精神科看護職員研修事業費 (医療介護基金) <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 700</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 700</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 700	27年度当初 予算額	千円 0	比較増減	千円 700	良質な看護サービスを提供する知識や技術の習得のため、県内の精神科看護に従事する看護職員を対象とした認知行動療法等の研修経費に対して補助する。 精神科看護職員研修事業費補助 700千円 【H27年度9月補正予算事業】 300千円
28年度当初 予算額	千円 700							
27年度当初 予算額	千円 0							
比較増減	千円 700							
16	⑨ 精神科医療従事者等確保 事業費 (医療介護基金) <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 14,054</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 14,054</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 14,054	27年度当初 予算額	千円 0	比較増減	千円 14,054	精神疾患を伴う救急患者の治療のため、県西部地域の治療拠点である医療機関（救命救急センター）が実施する研修事業に対して補助する。 精神疾患対応救急医研修事業費補助 14,054千円
28年度当初 予算額	千円 14,054							
27年度当初 予算額	千円 0							
比較増減	千円 14,054							
17	精神保健福祉センター維持運営費 <table border="1"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 26,666</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 26,542</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 124</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 26,666	27年度当初 予算額	千円 26,542	比較増減	千円 124	精神保健福祉センターの光熱水費等の維持運営にかかる経費
28年度当初 予算額	千円 26,666							
27年度当初 予算額	千円 26,542							
比較増減	千円 124							

No.	事業名	事業内容						
18	相談指導等事業費 <table border="1" data-bbox="220 300 600 495"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 2,448</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 2,458</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △ 10</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 2,448	27年度当初 予算額	千円 2,458	比較増減	千円 △ 10	精神保健福祉センターの機能の充実を図るため、相談事業、保健福祉事務所に対する技術援助、調査研究、酒害予防対策事業等を行う。 1 精神保健福祉センター診療等事業費 1,181千円 相談業務の充実を図るための診療を行う。 2 相談指導・酒害予防・調査研究事業費 1,267千円 酒害予防講演会や酒害相談員等の研修等を実施する。
28年度当初 予算額	千円 2,448							
27年度当初 予算額	千円 2,458							
比較増減	千円 △ 10							
19	かながわ自殺予防情報センター 事業費 <table border="1" data-bbox="220 651 600 846"> <tr> <td>28年度当初 予算額</td> <td>千円 2,154</td> </tr> <tr> <td>27年度当初 予算額</td> <td>千円 2,369</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △ 215</td> </tr> </table>	28年度当初 予算額	千円 2,154	27年度当初 予算額	千円 2,369	比較増減	千円 △ 215	自殺対策を推進するため、精神保健福祉センター内に設置している「かながわ自殺予防情報センター」において、自殺対策情報を広く県民や関係機関に提供する。 かながわ自殺予防情報センター事業費(国庫) 2,154千円
28年度当初 予算額	千円 2,154							
27年度当初 予算額	千円 2,369							
比較増減	千円 △ 215							

平成27年度障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導等結果 (社会福祉法人)

指導事項	訪問系		通所系		居住系		短期入所		相談支援		児童通所系		平成27年度計		
	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	計								
1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	12		31		11		8				7	3	69	3	72
2 運営規程等、具への変更の届出がなかった。			13	5	13		8				11		45	5	50
3 職員配置等に不備があった。	3				2	2							3	0	3
4 受給者証に必要事項を記載していなかった。													2	2	4
5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。			2		1	1	1				1		3	3	6
6 防災対策が不十分であった。													0	0	0
7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。													0	0	0
8 従業者の健康管理がされていなかった。													0	0	0
9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。												1	0	1	1
10 その他			10		2		3						15	0	15
小計	15	0	54	7	29	3	20	0	0	0	19	4	137	14	151
1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。			6	4	1	4					5		12	8	20
2 サービス提供の記録等が不適切であった。													0	0	0
3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。			1	1	1	2							1	3	4
4 個人情報等の取り扱い等が不適切であった。													1	0	1
5 預り金の管理等が不十分と認められた。													0	1	1
6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。			1	1	1	1							2	0	2
7 身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。													0	0	0
8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。			7										7	0	7
9 その他													1	0	1
小計	0	0	15	5	3	7	0	0	0	0	6	0	24	12	36
1 介護給付費等の請求に誤りがあった。					1								1	0	1
2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。													0	0	0
3 加算の請求に誤りがあった。			4		1	3							8	0	8
4 会計の区分分けがされていなかった。													0	0	0
5 その他													0	0	0
小計	0	0	4	0	2	0	3	0	0	0	0	0	9	0	9
合計	15	0	73	12	34	10	23	0	0	0	25	4	170	26	196
総計	71	15	156	53	77	26	26	0	0	0	133	50	463	144	607

平成27年度 実地指導等実施事業数一覧

	訪問系	通所系	居住系	短期入所	相談支援	児童系	合計
実地指導等対象数 (平成27年3月1日現在)	885	443	209	80	347	273	2,187
実地指導等実施数 (社会福祉法人)	12	54	24	20	0	19	129
実地指導等実施数 (その他の法人)	25	31	10	2	0	46	114

平成27年度障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導等結果 (その他の法人)

指導事項	訪問系		通所系		居住系		短期入所		相談支援		児童通所系		平成27年度計		
	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	計								
1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	10		13	2	4		2				17	11	46	13	59
2 運営規程等、県への変更の不備があった。	20		15	1	7						35		77	1	78
3 職員の配置等に不備があった。	9										4		13	0	13
4 受給者証に必要事項を記載していなかった。	4		6		3						3	2	12	2	14
5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。			3	1	2						4	6	13	10	23
6 防災対策が不十分であった。			8	10	3		4				10	3	21	17	38
7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。			5	3			2					4	0	14	14
8 従業者の健康管理がされていなかった。													0	0	0
9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。			2									1	0	3	3
10 その他	11		7		3						13		34	0	34
小計	54	10	52	17	22	6	2	0	0	0	86	27	216	60	276
1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。		2	9	21	12	7					8	17	29	47	76
2 サービス提供の記録等が不適切であった。			1		1								2	0	2
3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。						1	1				1		2	1	3
4 個人情報等の取り扱い等が不適切であった。	2		3	3	4	2					5	2	14	7	21
5 預り金の管理等が不十分と認められた。													0	0	0
6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。			3		1						3		7	0	7
7 身体拘束を行う場合の記録が不十分であった。													0	0	0
8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。			8										8	0	8
9 その他													0	0	0
小計	2	2	24	24	18	10	1	0	0	0	17	19	62	55	117
1 介護給付費等の請求に誤りがあった。			1		1								2	0	2
2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。											2		2	0	2
3 加算の請求に誤りがあった。			6		2						3		11	0	11
4 会計の区分分けがされていなかった。		3											0	3	3
5 その他													0	0	0
小計	0	3	7	0	3	0	0	0	0	0	5	0	15	3	18
合計	56	15	83	41	43	16	3	0	0	0	108	46	293	118	411

運営管理等

利用者
処遇
・支
援

請求
事務
処理
等

平成27年度 障害者総合支援法等に基づく実地指導等結果(文書指導事項の具体例)

区分	指導事項
	【具体例】
運 営 管 理	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。 【具体例】 ・運営規程の内容（営業時間、サービス提供時間等）が、実態と異なっていた。 ・重要事項説明書の内容（定員、利用者から徴収する金額等）が、実態と異なっていた。
	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。 【具体例】 ・管理者、サービス管理責任者が変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。 ・事業所レイアウトが変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。 ・運営規程の内容（営業時間等）が変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。
	3 職員の配置等に不備があった。 【具体例】 ・常勤の従業員の員数が、配置基準を満たしていなかった。
	4 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。 【具体例】 ・自己負担額のない利用者に対し、通知を行っていなかった。
	5 防災対策が不十分であった。 【具体例】 ・避難訓練を一度も実施していなかった。
	6 その他 【具体例】 ・多機能型事業所において、設備・備品及び人員配置について複数の事業が混在した一体的な運営をしていた。 ・業務管理体制に係る法令遵守責任者の選任や届出を行っていなかった。
利 用 者 処 遇 ・ 支 援	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。 【具体例】 ・個別支援計画が作成されていなかった。 ・モニタリングの記録が作成されていなかった。
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。 【具体例】 ・サービス提供の記録について、利用者や保護者から確認を得ていなかった。
	3 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。 【具体例】 ・利用者からの徴収金に対し領収証を交付していなかった。
	4 その他 【具体例】 ・利用児童の健康診断結果を把握していなかった。
請 求 事 務 処 理 等	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。 【具体例】 ・個別支援計画が作成されていない期間について、介護給付費を減算していなかった。
	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。 【具体例】 ・定員の100分の150を超えてサービスの提供を行っている日について、障害児通所給付費を減算していなかった。
	3 加算の請求に誤りがあった。 【具体例】 ・欠席時対応加算について、利用者の状況等の記録を作成していなかった。 ・食事提供体制加算について、同一法人の共通の調理場の食事の提供を受ける短期入所と日中活動サービスを利用した場合に、それぞれで算定していた。

事故報告について

資料 2 - 2

1 事故報告とは

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、県条例等により、指定事業者は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況、事故に際して採った処置について記録することが義務づけられています。

県では「事故報告取扱い要領」に従い、速やかに電話による第一報と事故報告書の郵送による提出することとされています。

※「指定事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法による指定を受けている事業所の運営主体（法人等）です。

2 平成27年度の事故報告書集計

	死亡	骨折	誤嚥	食中毒	感染症	所在不明	職員事件	その他	合計
4月	5	15	1	0	1	9	0	34	65
5月	5	21	0	0	1	6	0	37	70
6月	2	18	0	0	1	7	0	36	64
7月	4	24	0	0	1	9	0	33	71
8月	8	18	0	0	1	6	0	22	55
9月	9	27	0	0	1	4	0	22	63
10月	4	24	1	0	0	3	0	25	57
11月	10	22	3	0	0	6	0	36	77
12月	3	19	0	0	0	6	0	30	58
1月	7	28	0	0	1	5	0	27	68
2月	3	32	0	0	1	9	0	23	68
3月	6	22	2	0	5	7	0	34	76
合計	66	270	7	0	13	77	0	359	792

＜「その他」の主な内容＞

・裂傷・打撲（その他の中の約半数）、虐待、異食、自傷、他利用者への暴力等

＜各年度の比較＞

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	74	254	372	511	540	578	749	716	792

2 「事故報告取扱い要領」および事故報告書（参考様式）の掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」のホームページ

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?NOWPG=2&category=66&topid=15

○「書式ライブラリ」→「6. お知らせ（県内共通）」→「1 お知らせ」（2014/04/08）

3 第一報および事故報告書の連絡先

○ 神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課 調整グループ

（第一報）電話；045(210)4736

（事故報告書）〒231-8588（郵便番号があれば住所は省略できます）

横浜市中区日本大通1

※指定障害児入所施設は、児童相談所にも提出が必要です。

○ 事業所所在地の市町村および支給決定市区町村

平成28年4月20日 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

1 業務管理体制の整備と届出

(1) 業務管理体制の整備とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく事業所等を運営する事業者は、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制を整備すること（業務管理体制の整備）が義務付けられ、行政機関（国、県、市町村のいずれか）に届出することとされています。

(2) 業務管理体制の具体的な事項

「法令遵守責任者」の配置（全事業者）

事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者を選任し配置すること。

「法令遵守規程」の整備（事業所数が 20 以上の事業者）

法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」を整備すること。

「業務執行の状況の監査」の実施（事業所数が 100 以上の事業者）

「業務執行の状況の監査」を定期的実施すること。

(3) 届出が義務付けられる事業者の種類

業務管理体制の届出は法律の条文ごとに行います。同一法人であっても、該当する区分が複数にわたる場合は、該当する区分ごとに届出が必要となりますので、注意してください。

義務づけられる事業者は、次の 5 区分によります。

【障害者総合支援法に基づくもの】

ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者

イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

ウ 指定障害児通所支援事業者

エ 指定障害児入所施設等の設置者

オ 指定障害児相談支援事業者

2 届出先

運営している事業所の所在地により、届出先の行政機関（国、県、市町村）が異なります。

なお、平成 27 年 4 月 1 日の事務移譲により、県から政令市（横浜市、川崎市、相模原市）、児童相談所設置市（横須賀市）に届出先が変更となる事業者がありますので、注意してください。

3 届出の種類

届出（新規の届出）

すべての事業者は届出をすることとなっています。

届出をしていない事業者は、速やかに届出をしてください。

変更届

届出をした事業者は、変更事項があったときに、変更届を提出してください。

区分変更届

届出先の行政機関が変更となる時等に提出してください。

なお、提出は変更前の届出先と変更後の届出先の双方に行ってください。

一度届出を行った事業者は、届出書の更新の必要はありません。変更事項があったときに、変更届を提出してください。

変更届の提出が必要な変更事項は、次のとおりです。

ア 法人の種別、名称 イ 主たる事務所の所在地、電話・FAX 番号

ウ 代表者氏名、生年月日 エ 代表者の住所、職名

オ 事業所名称等及び所在地 カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

「事業者」と「事業所」を混同しないように注意してください。

「事業者」とは、指定を受けている事業所を運営する運営主体で、例えば社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等です。

4 届出様式等の掲載場所

詳細は神奈川県ホームページを確認してください。

また、届出様式、記入要領等もあわせて掲載しています。ダウンロードして使用してください。

神奈川県ホームページでの掲載場所

神奈川県ホームページ > 産業・働く > 業種別情報 >

介護・福祉サービス業 > 業務管理体制の整備に関する届出

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470197/>

補助金等に係る財産処分等について

資料 3 - 1

県の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産、機械及び器具等）について、処分の制限期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するという処分（以下「財産処分」という。）を行おうとする場合には「補助金の交付等に関する規則」第17条に基づき、事前に、知事の承認を受ける必要があります。

また、国庫補助金等とあわせて県補助金等が交付されている場合、県は、国の承認等を確認後、承認等を行うこととなりますが、国への申請後、承認を得るまでに、6か月以上かかった事例がありました。

【参考：厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分の承認基準（概要）】

＜九州厚生局HP掲載資料＞

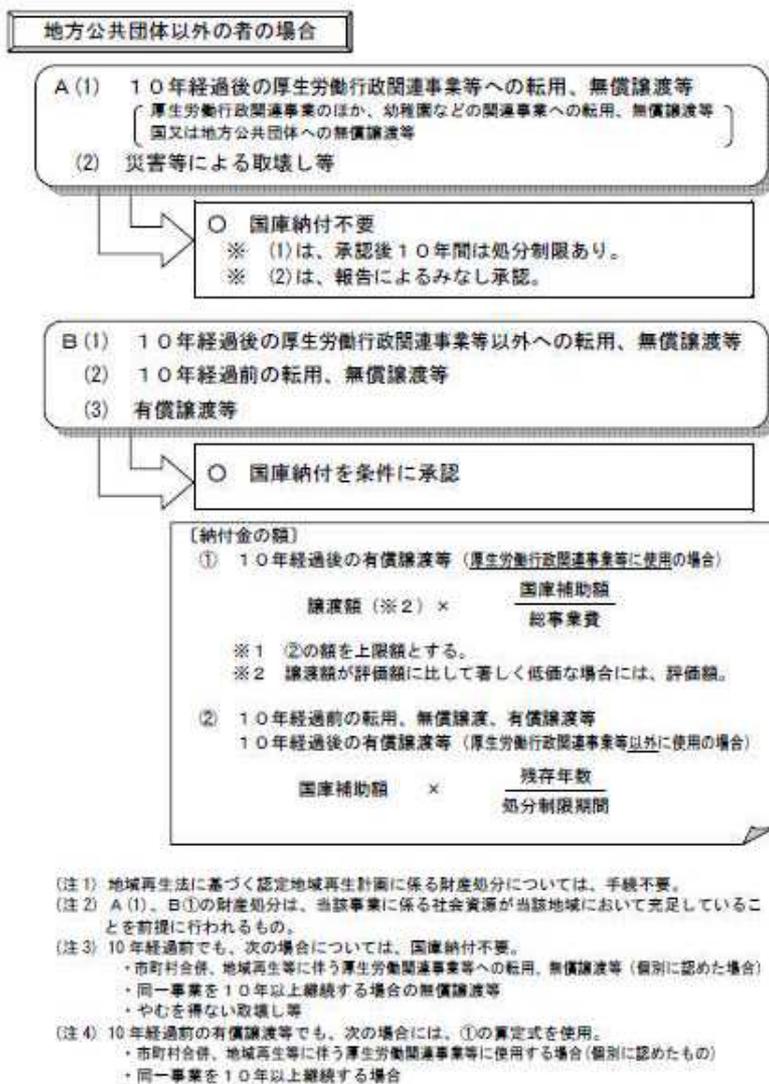
※詳細は、九州厚生局HP参照

ホーム > 業務内容

> 健康福祉課

> 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

> 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準



【注意】

(独) 福祉医療機構等に対する担保提供について

社会福祉法人定款準則では、(独) 福祉医療機構等に対して基本財産を担保に供する場合、所轄庁の承認は必要としないされていますが、これは、社会福祉法等に基づくものであり、補助金適正化法に基づく財産処分の手続きは、別途必要となりますので、御注意ください。

財産処分を行おうとする場合には、施設等の利用者等への配慮を十分行い、対象の財産に補助等を行った地元市町村等に相談した上で、できる限り早期に、必ず交付決定通知又は裏面に記載の問い合わせ先に事前相談を行ってください。

また、補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となることがありますので、同様に、できる限り早期に必ず事前相談を行ってください。

なお、県障害福祉課が所管する障害福祉施設等の整備に係る補助金等以外の補助金等に係る財産処分等については、各補助金等交付元にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援基盤整備事業費）

概 要	交付元	電話番号
障害者地域作業所が新体系サービスに移行した際の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709
相談支援事業所等の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713
上記以外の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 施設指導グループ	045(210)4724

2 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（移行定着支援事業）

概 要	交付元	電話番号
小規模作業所等が新体系サービスに移行した際に、新たな事務処理等を定着させるために要した経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

3 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（相談支援体制整備特別支援事業）

概 要	交付元	電話番号
相談支援事業、ピアサポートに関する事業の実施や居住サポート事業の立ち上げに要した経費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713

4 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援法施行特別対策事業費）

概 要	交付元	電話番号
既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備に要した経費に対する補助	障害福祉課 事業支援グループ	045(210)4717

5 障害者就労訓練設備等整備事業補助金

概 要	交付元	電話番号
施設及び小規模作業所が、新体系サービスに移行した際に、就労訓練設備等の整備に必要とした経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

※ 上記1～5以外の施設の整備、耐震化、スプリンクラー整備等に対する補助金については、障害福祉課施設指導グループ（045-210-4724）にお問い合わせください。

平成28年 3月 1日

関係市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県保健福祉局
福祉部 障害サービス課長障害者グループホーム等のスプリンクラー整備対象（平成29年度協議分）に
係る調査について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進については、日ごろより格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では障害者グループホーム等（以下「グループホーム等」という。）における平成27年度以降のスプリンクラー設備の整備については、国の補助制度を活用し、順次、設置促進を図っていくこととしております。

特に、平成26年度までに設置されたグループホーム等のうち、スプリンクラーの設置義務があるにもかかわらず、未設置のものについては、平成30年度以降、消防法上の規定に従って、罰則等が適用されることとなります。

このことを踏まえ、消防機関を所管している貴市町村の協力の下、グループホーム等の実態を踏まえながらスプリンクラーの設置の必要性を適切に把握し、スプリンクラー設備の設置状況や設置意向等を把握するための調査を実施することとしました。

つきましては、別添調査要領を参照の上、別添「調査票」により、平成28年 4月11日（月）までに電子メールにて御提出くださるようお願いいたします。

なお、スプリンクラー設備が未設置のグループホーム等のうち、障害支援区分4以上の入居者の割合が5割以上である住居については、原則として、消防機関にも同行を依頼した上で、訪問調査を実施していただき、別添「訪問調査票」を併せて御提出くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

施設福祉グループ 佐藤

電 話 045-210-1111（内線）4724

メール shisetsu-2@pref.kanagawa.jp

調 査 要 領

1 調査対象

県所管域のグループホーム及び短期入所事業所

ただし、平成27年4月1日以降に新設されたグループホーム等及び、延床面積が275㎡以上のグループホーム等又は、平成27年度までにスプリンクラー設備の設置が予定されるグループホーム等（該当がある市町村にはスプリンクラー設備補助対象施設の一覧を別途メールで送付します）は除く

2 調査項目

事業所概要、入居者の状況、スプリンクラー設備等の設置状況 等

3 調査基準日

平成28年3月1日

4 調査方法

別紙「調査票」により調査を行い、とりまとめは法人、作成は各事業所で行うよう依頼の上、回収データを県に送付くださるようお願いいたします。

障害支援区分4以上の入居者の割合が5割以上であるグループホーム等については、原則として、障害福祉主管課から消防機関に同行を依頼し、別紙「訪問調査票」により訪問調査を実施し、と併せてデータを県に送付ください。

5 提出方法

電子メール shisetsu-2@pref.kanagawa.jp

6 提出期限

平成28年4月11日（月）【厳守願います。】

7 調査票の作成方法

調査票（エクセルファイル）

調査項目「1 事業所の概要」の回答については事業所で作成し、「2 設備の状況」以降の回答にあたっては、共同生活住居ごとに1枚ずつ「住居」のシートに記載してくださるようお願いいたします。住居ごとの回答データが同ファイルの「集計シート」に反映されますので、シートの順番を変える等はしないようお願いいたします。

訪問調査票（ワードファイル）

共同生活住居ごとに調査票を作成してくださるようお願いいたします。スプリンクラー設備の設置対象面積の算定にあたっては、登記や平面図等の資料を元に算出してください。また、未設置理由の詳細の確認や設置に向けた今後の対処方針を個別具体的に検討し、専門的な見地からの助言について「総合意見」の欄に記載ください。

なお、訪問調査対象グループホーム等のうち、この調査とは別に各市町村の判断により、管轄する市町村の消防本部（職員）と連携の上、実地による防火安全体制の点検等を行ったものについては、その際の点検結果や事業者から聞き取った内容等を元に、適宜、電話等により不足する情報を聴取した上で訪問調査票を作成することとして差し替えありません。

、ともに、短期入所事業所については複数のシートのうち1つを用いてご回答ください。

障サ第 499 号
平成 28 年 3 月 29 日

各指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

神奈川県保健福祉局
福祉部障害サービス課長
(公印省略)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（通知）

日ごろより障害保健福祉施策の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各事業者におかれましては、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 9 号）に基づき、指定障害福祉サービスを提供していただいているところですが、平成 28 年 4 月 1 日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」の一部が改正されることに伴い、同条例の一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することといたしましたので通知いたします。

なお、改正内容は、次のとおりですので、内容を御了知いただき、適切な事業運営に努めてくださいますようお願いいたします。

1 主な改正内容

(1) 基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供できる事業所の範囲拡大

介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）を提供できるようにするための規定の追加等所要の改正を行ったこと。

(2) 介護保険法に基づく指定地域密着型通所介護の創設に伴う所要の改正

介護保険法の改正により創設された指定地域密着型通所介護事業所において、基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）を提供できるようにするための所要の改正を行ったこと。

2 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

問い合わせ先

事業支援グループ 岡崎

電 話 045-210-4717

ファクシミリ 045-201-2051

新旧対照表
 ○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 自立訓練 (機能訓練)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第150条～<u>第151条</u>)</p> <p>第9章 自立訓練 (生活訓練)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条～<u>第161条</u>)</p> <p>第10章～第15章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第95条 (略)</p> <p>(基準該当生活介護の基準)</p> <p>第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス (第204条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者 (以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。) <u>又は指定地域密着型通所介護事業者 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。) 第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)</u> (以下「指定通所介護事業者等」という。)であって、地域において生活介護が提供されないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護 (指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。) <u>又は指定地域密着型通所介護 (指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)</u> (以下「指定通所介護等」という。)を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 自立訓練 (機能訓練)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第150条・<u>第151条</u>)</p> <p>第9章 自立訓練 (生活訓練)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条・<u>第161条</u>)</p> <p>第10章～第15章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第95条 (略)</p> <p>(基準該当生活介護の基準)</p> <p>第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス (第204条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者 (以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。 <u>以下同じ。)</u> <u>であって</u>、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護 (指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。 <u>以下同じ。)</u> <u>を提供する</u>ものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する</p>

指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居室サービス基準第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者等を当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者となしなした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業

指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居室サービス基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者等を当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者とみなした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所と

新

は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第97条の規定により基準該当生活介護（機能訓練）とみいサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。

(3)・(4) (略)

第112条～第149条 (略)

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難

旧

において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。

(3)・(4) (略)

第112条～第149条 (略)

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な

新

な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者とみなした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスをを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、前条の規定は、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービストとみなされる通いサービス）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通

旧

障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者とみなした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(新設)

いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者とみなした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立

新	旧
<p><u>訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>第151条～第159条（略） （基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）</p> <p>第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、当該事業に関して次の基準を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>指定通所介護事業者等</u>であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護等</u>を提供するものであること。 (2) <u>指定通所介護事業所等</u>の食堂及び機能訓練室の面積を<u>指定通所介護等</u>の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (3) <u>指定通所介護事業所等</u>の従業者の員数が、基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者を、当該<u>指定通所介護事業所等</u>が提供する<u>指定通所介護等</u>の利用者とみなした場合における当該<u>指定通所介護事業所等</u>として必要とされる数以上であること。 (4) (略) <p><u>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</u></p> <p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定</p>	<p>第151条～第159条（略） （基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）</p> <p>第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、当該事業に関して次の基準を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>指定通所介護事業者</u>であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護</u>を提供するものであること。 (2) <u>指定通所介護事業所</u>の食堂及び機能訓練室の面積を<u>指定通所介護</u>の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (3) <u>指定通所介護事業所</u>の従業者の員数が、基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者を、当該<u>指定通所介護事業所</u>が提供する<u>指定通所介護</u>の利用者とみなした場合における当該<u>指定通所介護事業所</u>として必要とされる数以上であること。 (4) (略) <p>(新設)</p>

により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に同じ）それぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサ

新

サービス又は指定通所支援基準条第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条第81条において準用する指定通所支援基準条第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者とみなした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第161条～第208条（略）

旧

第161条～第208条（略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種 (国民生活・国民経済安定分野) の登録申請について

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的として、次のことを規定する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の体制整備等
- (2) 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

2 特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

3 特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録申請について

(1) 登録申請事業者

- ① 障害支援区分4以上の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響が出る入所施設又は訪問事業所において介護・福祉事業を営む事業者
- ② 業務継続計画を作成していること

(2) 登録対象者

介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務を行う者

(3) 登録申請等の方法

① 登録申請書の提出

登録申請事業者は、特定接種管理システム(別添資料参照)上で、登録申請書に必要事項を入力し、厚生労働省に登録申請書を提出する。その後、当該管理システムを通じて担当府省庁(市町村、都道府県を含む)に通知される。

② 登録申請内容の確認

担当府省庁は、当該管理システムにより通知された登録申請書の内容を適切に確認した上で、当該管理システムにより厚生労働省に通知する。

③ 登録等の実施

厚生労働省は、担当府省庁の確認終了後、登録事業者管理台帳に登録する。

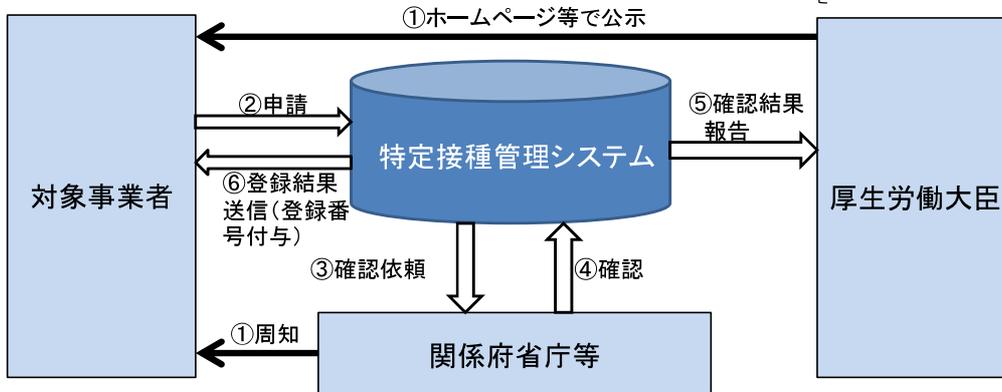
4 登録のスケジュール

平成28年3月1日	事業者の登録申請の受付開始
6月30日	事業者の登録申請の受付締切
8月31日	担当府省庁による登録申請の内容確認の締切
9月以降	登録の実施

特定接種管理システムの概要

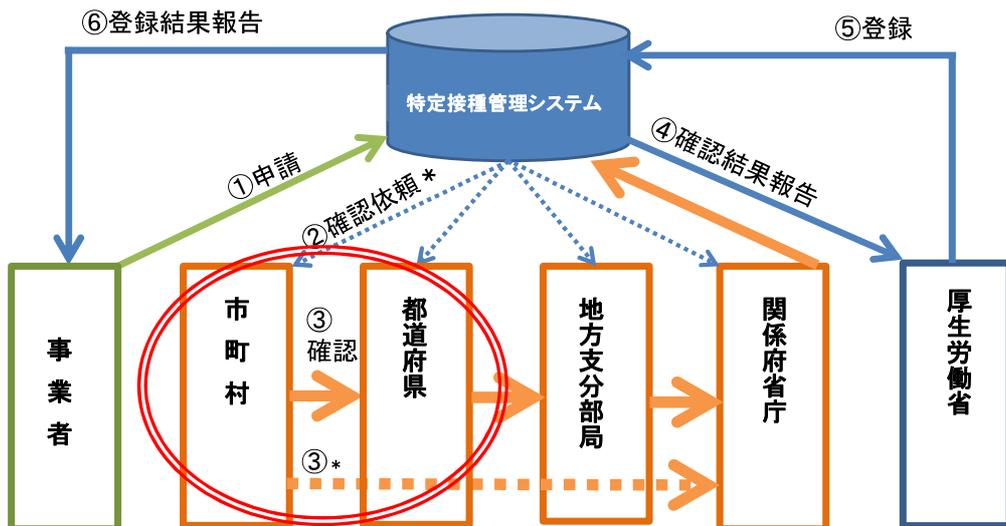
【事業者登録業務】

注) 白の矢印は、システムによる連絡



- ※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。
- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
 - ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
 - ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者に通知。
 - ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
 - ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
 - ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。

特定接種管理システム 確認ルートの概要



②*、③*について、業種により組み合わせが異なります。

平成28年度 神奈川県強度行動障害支援者養成研修 実施予定

1 研修目的 ※強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)一部抜粋

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができていることが知られている。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）事業を実施することとする。

2 研修対象者・実施予定(案)

(1) 基礎研修

障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。

区分	実施回数	定員	研修日数	開催時期
全 県	3回	100/回	2日間(予定)/回	第1回：7月22～23日（予定） 第2回：調整中 第3回：調整中

(2) 実践研修

基礎研修を修了した者のうち、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。

区分	実施回数	定員	研修日数	開催時期
全 県	2回	100/回	2日間(予定)/回	第1回：11月2～3日（予定） 第2回：平成29年2月21～22日 （予定）

《備 考》

- (1) 研修日程等の募集案内については、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」において、ご案内いたします。
- (2) 実践研修の対象者は、基礎研修修了者となります。

平成28年度 神奈川県相談支援従事者研修 実施予定

1 相談支援従事者初任者研修

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
横浜市	200	6日間	8月～ 11月	横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係 TEL：045-671-3602
川崎市	100	7日間	7月～ (予定)	川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871
県域	200	7日間	7月～ 11月	神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4721）

※開催時期は、会場の関係上、変更することがあります。

2 相談支援従事者現任研修

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
横浜市	90	3日間	12月～ 1月	横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係 TEL：045-671-3602
川崎市	60	3日間	未定	川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871
県域	120	3日間	9月～ 10月	神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4721）

※開催時期は、会場の関係上、変更することがあります。

《備考》

- (1) 研修日程等の募集案内については、ウェブサイト「[障害福祉情報サービスかながわ](#)」において、ご案内いたします。実施要領等をご確認の上、お申し込み下さい。
- (2) 相談支援専門員の資格は、実務経験を満たし、相談支援従事者初任者研修（以下、初任者研修）を修了することが資格要件となっています。初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度毎に1回以上相談支援従事者現任研修（以下、現任研修）を修了する必要があります。（5年度毎に更新）
- (3) 平成23年度初任者研修修了者で現任研修を未修了の方は、今年度中に現任研修を修了する必要があります。資格を失効した場合、救済措置はありません。初任者研修（全日程）を修了する必要がありますのでご注意ください。

神奈川県介護賞 社会福祉関係者等表彰

介護賞・社会福祉関係者等表彰とは、県内において多年にわたり介護等の社会福祉事業に携わり、献身的に働いている方々の業績をたたえ、ご本人を表彰するとともに、広く介護に従事する方々の励みとしていただくため、創設された表彰です。

～ 神奈川県介護賞 ～

【表彰要件】

社会福祉施設等で、生活指導員、介護職員、児童指導員等として介護業務に従事している者

(1) 業務従事期間 20 年以上かつ、県内従事期間 10 年以上

(2) 年齢 40 歳以上

(3) 次のいずれかの表彰を受賞している者

- ・ 神奈川県社会福祉関係者等表彰
- ・ 神奈川県ホームヘルパー表彰
- ・ 指定都市長又は中核市長の社会福祉功労者表彰

～ 社会福祉関係者等表彰 ～

【表彰要件】

(1) 施設長、社会福祉法人役員 15 年以上

(2) 社会福祉団体等役員 15 年以上

(3) 社会福祉施設等従事者 15・20 年以上

(4) ボランティア活動 10 年以上

(1)～(4)いずれかの要件を満たし、社会福祉の功労により市町村長表彰又は、神奈川県社会福祉協議会会長表彰の受賞者かつ、年齢 40 歳以上の者

推薦について

平成 28 年 5～6 月に推薦募集を開始しますので、県ホームページ等により別途お知らせいたします。

問い合わせ先

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課地域福祉グループ

電話 (045) 210-4750 FAX (045) 210-8857

かながわ福祉みらい賞

～ 若手職員・若手チームの取組みを表彰します！～

かながわ福祉みらい賞は、県内の社会福祉施設等において、直接支援業務に携わる若い福祉従事者で、業務上有益な創意工夫や改善、支援方法の優れた取組み等により、他の社会福祉施設の目標や模範となるような功績があった方を表彰します。



対象

県内の社会福祉施設等において、利用者の直接支援業務に従事している者又はチーム等の団体

個人表彰要件

- (1) 生活指導員、介護職員、児童指導員等に従事している者
- (2) 年齢 40 歳未満
- (3) 在職期間が常勤職員として通算 7 年以上
- (4) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

団体表彰要件

- (1) 生活指導員、介護職員、児童指導員等を過半数とする団体
- (2) 代表者を含む過半数が 40 歳未満
- (3) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

推薦について

平成 28 年 5 ～ 6 月に推薦募集を開始しますので、県ホームページ等により別途お知らせいたします。

問い合わせ先

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課地域福祉グループ

電話 (045) 210-4750 FAX (045) 210-8857

○消費税仕入控除税額報告書について

- ・ 補助金の消費税仕入控除税額による減額・返還の制度は、消費税を含む補助金として交付した金額のうち、仕入税額控除の適用を受けることができるものについては、補助事業者が最終的な負担をしないことになることから減額・返還を求める制度です。
- ・ 消費税仕入控除税額報告書は、補助金の減額・返還の有無に関わらず報告を要するものです。補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれない場合のみ県への報告は不要ですが、その他の場合は全て報告が必要となるので、必ず消費税仕入控除税額報告書の提出を求めることになります。

○ 消費税仕入控除税額とは

- ・ 消費税の納付税額の計算方法は、次のようになる。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税期間(※1)中の課税売上げ(※2)に係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れ(※3)等に係る消費税額}$$

- ・ ここで課税仕入れ等に係る消費税額を差し引くことを仕入税額の控除といい、当該金額を消費税仕入控除税額という。
- ・ 建物などの減価償却資産であっても、それらの資産を購入した課税期間において、その購入価額の全額に対する消費税の額が仕入税額の控除の対象になる。
- ・ なお、消費税の納税義務が免除されている事業者については、この仕入税額の控除は受けられない。

※1 課税期間

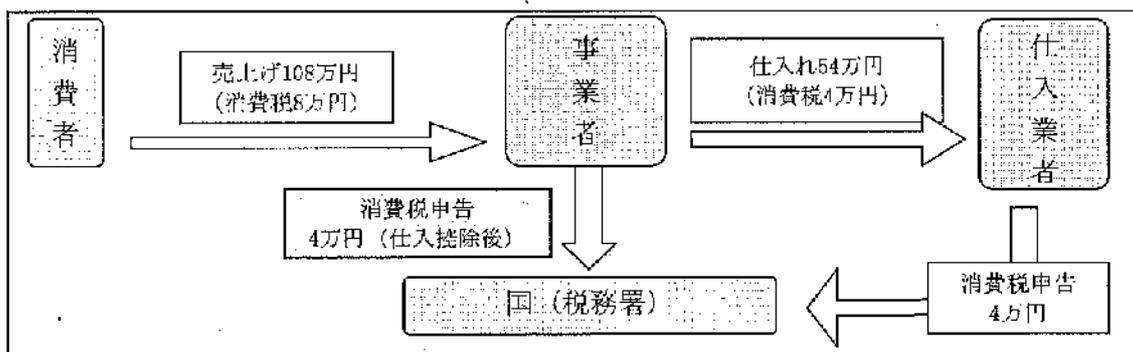
- ・ 納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいう。

※2 課税売上げ

- ・ 課税売上げとは、商品の売上げのほか、資産の譲渡、貸付け、サービスの提供をいう。
- ・ ただし、土地の売却や貸付けなどの非課税取引は課税売上げに含まれない。

※3 課税仕入れ

- ・ 課税仕入れとは、商品などの棚卸資産の仕入れ、機械や建物等の事業用資産の購入又は賃借、原材料や事務用品の購入、運送等のサービスの購入、そのほか事業のための購入などをいう。事業のための購入であれば、仕入先が免税事業者や消費者の場合でも課税仕入れに当たる。
- ・ ただし、土地の購入や賃借などの非課税取引、課税対象とならない給与、賃金などは課税仕入れに含まれない。

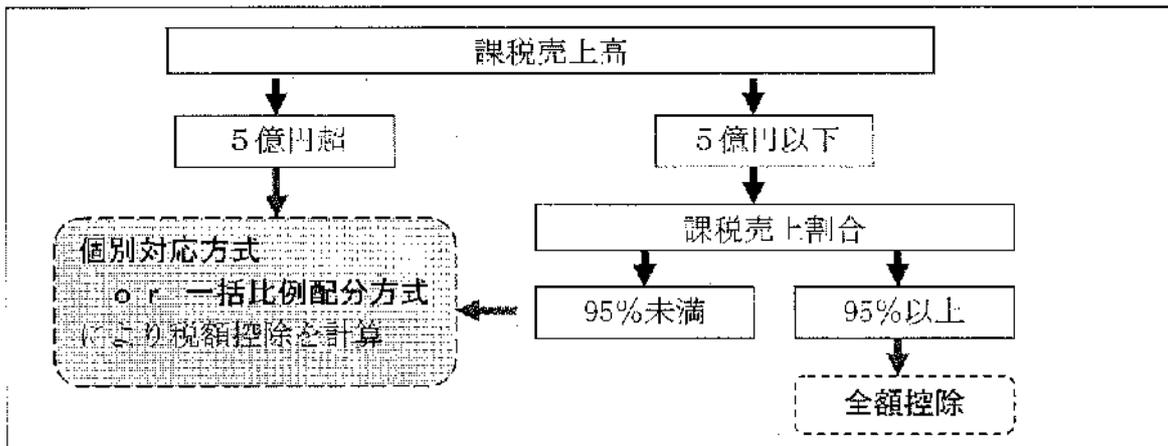


補助金減額の可能性の有無と消費税仕入控除税額確定後の
県への報告の要否一覧

補助対象 経費	事業主体の性格				消費税仕入控 除税額による 補助金減額の 可能性(※6)	消費税仕入控 除税額確定後 の県への報告 の要否(※7)
	消費税の課 税事業者か	納付税額の 計算方法	国、地方公 共団体等か	特定収入 割合		
消費税が含 まれない	→				無	否
消費税が含 まれる	消費税の免 税事業者	→			無	要
	消費税の課 税事業者 (※1)	簡易課税 (※2)	→		無	要
		一般課税 (※3)	国、地方公 共団体(特別 会計を設け て行う事業 に限る。)及 び消費税法 別表第三に 掲げる法人 又は人格の ない会社等 (※4)	特定収入割 合(※5)が 5%を超え る	無 (消費税申告時 に調整計算が 行われるため)	要
			上記以外	特定収入割 合が5%以 下	有	要
		上記以外	→		有	要

- ※1 課税事業者 事業者のうち、次のいずれかに該当する者
 ① 課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を越える事業者
 ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ※2 簡易課税 基準期間における課税売上高が5,000万円以下で事前に税務署に届出をした事業者に適用
 「消費税の納付税額」＝「課税売上高に係る消費税額」－「課税売上高に係る消費税額×みなし仕入率」
- ※3 一般課税 簡易課税を選ばない事業者に適用
 「消費税の納付税額」＝「課税売上高に係る消費税額」－「課税仕入れ等に係る消費税額（実額）」
- ※4 消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない会社等
 学校法人、財団法人、社会福祉法人、社団法人等が該当する。
- ※5 特定収入割合 ＝ 特定収入の合計額 / (課税課税売上高＋免税売上高＋非課税売上高＋特定収入の合計額)
 特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入のうち、補助金、負担金など一定の収入で、非課税仕入れに用途が限定されないものをいう。
- ※6 消費税仕入控除税額による補助金減額の可能性
 補助金減額の可能性が「有」については、課税売上高が「5億円超」か「5億円以下」か、また、課税売上割合が「95%以上」か「95%未満」かにより、消費税仕入控除税額が「全額控除」か、「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」に分かれる。次ページの【参考】一般課税の消費税仕入控除を参照。
- ※7 消費税仕入控除税額確定後の県への報告の要否
 補助対象経費に消費税が含まれない場合のみ県への報告は不要だが、その他の場合は全て報告が必要であるので、必ず消費税仕入控除税額報告書の提出を求めること。

【参考】 一般課税の消費税仕入控除



課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の全てを下記のように区分

個別対応方式	課税仕入れ等に係る消費税額	課税売上上げにのみ対応するもの 両方に共通するもの 非課税売上上げにのみ対応するもの	課税 課税売上割合 であん分 非課税	消費税仕入控除税額 (控除する消費税)

(例) 課税期間中の課税売上上げに係る消費税額120円 課税仕入れ等に係る消費税額100円
 課税売上上げにのみ対応するもの20円 非課税売上上げにのみ対応するもの10円
 課税売上割合80% 両方に共通するものの仕入控除税額 あん分 $70円 \times 80\% = 56円$
 仕入控除税額 (控除する消費税) $20円 + 56円 = 76円$

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額が区分されていない場合、又はこの方式を選択する場合

一括比例配分方式	課税仕入れ等に係る消費税額	課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額	課税 課税売上割合 であん分 非課税	消費税仕入控除税額 (控除する消費税)

(例) 課税期間中の課税売上上げに係る消費税額120円 課税仕入れ等に係る消費税額100円
 課税売上割合80%
 仕入控除税額 (控除する消費税) $100 \times 80\% = 80円$

(例)

	消費税の納付額		課税期間中の課税売上上げに係る消費税額		課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額 [消費税仕入控除税額]
全額控除	20円	—	120円	—	100円
個別対応方式	44円	=	120円		76円
一括比例配分方式	40円	—	120円	—	80円

補助金に係る消費税仕入控除税額の計算方法

- 1 補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合
課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象とする。

- 2 一般課税制度の場合
 - (1) 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高5億円以下の場合
 補助金に係る消費税仕入控除税額 = 補助金額(税込み) × 8/108

 - (2) 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超の場合
 - ア 個別対応方式の場合
 補助金に係る消費税仕入控除税額 = ① + ②
 - (イ) 課税売上げのみに要する補助対象経費に使用された補助金
 補助金額(税込み) × 8/108 …… ①
 - (ロ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する補助対象経費に使用された補助金
 補助金額(税込み) × 8/108 × 課税売上割合 …… ②
 - イ 一括比例配分方式の場合
 補助金に係る消費税仕入控除税額
 = 補助金額(税込み) × 8/108 × 課税売上割合

※ 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

【参考】一般課税の消費税仕入控除（再掲）

